

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）01_個人住民税

機能名称	仕務標準たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化要件設計		機内項目（機内表）	機内項目（機内表）	機内項目（機内表）
機能ID	機能説明	機能ID	D市	C市	D市	E市	D市	I市	要件の考え方・関係	機内項目（機内表）	機内項目（機内表）	
1.1.1	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤字：事務局で必須 赤字（太字）：事務局で実施不可 赤字（斜体）：事務局でオプション 赤字（下線）：必要性について疑義がある ※前記戻り値との差分は2.下欄を引いております 	<p>1.1.1.1</p>	<p>1.1.1.1</p>	<p>1.1.1.1</p>	<p>1.1.1.1</p>	<p>1.1.1.1</p>	<p>1.1.1.1</p>	<p>1.1.1.1</p>	<p>1.1.1.1</p>	<p>1.1.1.1</p>	<p>1.1.1.1</p>	
追加-1	住民税情報を取り込み、課税の前提となる情報、実況課税対象者、送付先、世帯情報に利用できること。											
追加-2	住民税情報として以下の情報を取得できること。 ・住所 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・婚姻 ・個人属性（どこから転入し、どこへ転出したのか） ・戸籍の取得履歴 ・住民票 ・世帯情報											
追加-3	住民税情報を取り込みは下記に対応できること。 （実施頻度：即時 実施手法：自動）											
追加-4	世帯情報取得履歴を取り込み、課税の前提となる情報に利用できること。											
追加-5	世帯情報取得履歴として以下の情報を取得できること。 ・前年中の納付額（特別徴収分） ・前年中の納付額（普通徴収分）											

機能名	仕様がたきき	系統フローとの対応	D時	D時	D時	E時	F時	G時	H時	I時	要件の考え方・機能	検討項目（検討点）	検討項目（論点）	
1.1.20.	納期特例情報（適用、解除）、納期の特例の開始月、終了月を管理（登録、参照、修正、削除）できること	No.1_6.8	6.1.1 個人ノ事業者基本情報作成 (40) ■納期特例の対象/対象外、納期特例の開始/終了期間の登録/変更ができること。 6.3.3.3 更正（税務変更）(778-780、782、784、785) ■事業所ごとに納期の特例の該当として登録ができること。 ■登録した場合には任意の開始期間と終了期間が設定できること。 ■納期の特例の該当/非該当の変更ができること。 ■納期の特例の事業所について事業所課税情報参照画面（「納期特例」と表示されること） ■前年度に納期の特例の該当として登録した事業所について、翌年度課税登録時に納期の特例の事業所として納期特例が自動で変更されること。 ■納期の特例の事業所の抽出及び出力ができること。 ■納期の特例の承認通知が印刷できること。	〔納期特例・全録〕 (32) 納期特例の情報を、年度ごとに管理できること。 (33) 納期特例申請があった場合、または納期特例の適用がなくなった場合に、事業所の設定を年度途中からでも変更できること。						【1.1.20 事業所情報管理】 納入書作成、納期管理、納期ごとの納入金額管理のために納期特例情報の管理は必須の想定です。 承認日の管理でかかる運用について、右記を確認させていただきます。	＜確認事項＞ 納期特例情報の登録時に承認可否をチェックする運用としているかを確認させていただきます。 ※原則は、納期特例情報の登録時点は、納期特例の条件（給付所得者の人数、前年度の納入状況等）が完了しているため、チェック機能は不要と認識しています。 業務上、承認日、承認済日（開始日、終了日）を管理する必要性がなければ、納期特例の適用情報（適用、解除）のみを管理できれば良いと考えます。 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜこの機能が必要かなぜこの機能が書けないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 以下の通り、機能の記載を修正いたします。 「納期特例情報（適用、解除）、納期の特例の開始月、終了月を管理（登録、参照、修正、削除）できること」 ②オプション機能の追加 「納期特例承認通知」及び「納期特例取消通知」の出力機能を追加いたします。		
追加-31	納期特例の対象事業所に対して、納期特例承認通知書出力ができること。												＜第3回町後ご意見について＞ 「J市ご意見に対して」 「納期特例の対象事業所」を「納期特例を承認した事業所」に修正します。	
追加-74	納期特例の非対象事業所に対して、納期特例取消通知書出力ができること。												＜第3回町後ご意見について＞ 「J市ご意見に対して」 「納期特例の非対象事業所」を「納期特例を取り消した事業所」に修正します。	
1.1.21.	特別徴収義務者情報に基づく、異動のあった個人を確認でき、該当事業所に対して下記の情報を印刷出力し、抽出ができること。 ＜抽出する条件＞ ・住所 ・氏名 ・生年月日 ・所属事業所 ・特別徴収額 ・印刷範囲 ※抽出する条件は任意で絞りこむことができます。		6.3.4 異動情報受付登録（特別徴収者）(791) ■該当者/該当事業所の検索、特定ができること。	〔給与支払報告書管理・受給者人員〕 (236) 給与支払報告書の受給者人員を登録・修正ができること。 ※他に前年できる項目、内容があれば、できなくても可（具体的な対応方法を記述すること） 〔給与支払報告書管理・報告者人員〕 (237) 給与支払報告書の報告者人員（在職者、退職者）を登録・修正ができること。 ※所定番号の入力ミスなどをチェックするため、報告者人員が前年度と大きく異なる法人の抽出に使用可能な方法でチェックが可能であれば、この機能は無くても可						【1.1.21 事業所情報管理】 事業所側会報から、異動のあった個人を事由ごとに表示できること。 ※他に前年できる項目、内容があれば、できなくても可（具体的な対応方法を記述すること） 〔給与支払報告書管理・報告者人員〕 (237) 給与支払報告書の報告者人員（在職者、退職者）を登録・修正ができること。 ※所定番号の入力ミスなどをチェックするため、報告者人員が前年度と大きく異なる法人の抽出に使用可能な方法でチェックが可能であれば、この機能は無くても可	原則画面表示は検索対象外ですが、特別徴収義務者の納入額の変更があった場合などで、特別徴収義務者単位に異動のあった個人の課税情報を確認することは日常的に発生する業務であるため、個人を単位に特定する機能は、必須の想定です。	①確認事項 ご意見にある「所属人数が多い事業所に対する確認を容易にするための機能（個人全チェックでは対応がとれない場合も考えられるため）」について、想定する運用の必要な機能を確認させていただきます。 ※以下について確認させていただきます。 ・その他具体的に明記すべき実装必須機能はないか ②機能の修正 特別徴収義務者情報に基づく、異動のあった個人を確認でき、該当事業所に対して下記の情報を印刷出力し、抽出ができること。 ＜抽出する条件＞ ・住所 ・氏名 ・生年月日 ・所属事業所 ・特別徴収額 ・印刷範囲 ※抽出する条件は任意で絞りこむことができます。		
1.1.22.	特別徴収義務者情報から、個人の基本情報を容易に確認できること。 ※抽出する条件は任意で絞りこむことができます。 ＜抽出する条件＞ ・住所 ・氏名 ・生年月日 ・所属事業所 ・印刷範囲		6.3.5 個人ノ事業者課税情報参照 (1016、1017) ■特約している個人を確認できること（「課税情報検索」画面） ■検索条件を選択すると、個人課税情報参照画面に遷移できること。							【1.1.22 事業所情報管理】 原則画面表示は検索対象外ですが、上記の条件で抽出した個人の基本情報を確認するための機能であるため1.1.22と合わせて、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜこの機能が必要かなぜこの機能が書けないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たききの記載から、変更無しといたします。 ②機能の修正 特別徴収義務者情報から、個人の基本情報を容易に確認できること。 ※抽出する条件は任意で絞りこむことができます。 ＜抽出する条件＞ ・住所 ・氏名 ・生年月日 ・所属事業所 ・印刷範囲		
1.1.23.	年金特別徴収義務者の情報（年金特別徴収者名、eALX年金保険者コード）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。									【1.1.32 年金特別徴収義務者情報管理】 年金特別徴収義務者の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	要件化は団体、1事業者のみですが、年金特別徴収義務者の付加や年金特別徴収額の通知等に必要と想定している。（特別徴収義務者（給付）とは分けて管理（登録先のマスタ）とは異なるイメージ） ただし、右記について確認させていただきます。	＜確認事項＞ 現行の年金特別徴収義務者の管理方法について確認させていただきます。 ①年金特別徴収義務者として管理している（特別徴収義務者（給付）とは分けて管理（登録先のマスタ）とは異なるイメージ） ②年金特別徴収義務者（給付）とは別々に登録している（登録先のマスタは同じで区分で管理するイメージ） ※以下について確認させていただきます。 ・なぜこの機能が必要かなぜこの機能が書けないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たききの記載から、変更無しといたします。 ※確認事項について、②の実装方法のみであれば、特別徴収義務者管理として統合することも想定しておりますが、①の実装とすると団体と混在してしまい、抽出に不便と懸念いたしました。 ②機能として実装すべき内容は仕様書たききの記載で不足が無く、実装方式を判断する表現としないための問題ない認識です。	
1.1.24.	遺失（予定）転出、遺失転入者の情報を自動または任意で抽出し、基本情報（課税期日現在住居）として個別一括にて管理（参照、登録、修正、削除）できること。ただし、既に課税情報の登録があるものについては、自動での基本情報の削除は行わず、対象者を確認できること。	No.1_1	6.1.1 個人ノ事業者基本情報作成 (22、25、26、28、30) ■課税期日データの作成をされた当該者については、課税期日データ登録者の選択ができること。 ■1月1日異動日の選択転入者については、転入日の入力日と期日を指定した上で抽出することができること。 ■抽出したデータについては出力ができること。 ■抽出をした1月1日に遡って転出をした当該者については、手動で課税期日データから削除できること。 ■抽出をした1月1日に遡って転入をした当該者については、手動で課税期日データへ追加ができること。	〔世帯調査入力・更新〕 (23) 1月1日以前に遡って転入や死亡などの異動が行われた個人を、オンラインに遡り追加できること。 〔異動処理・全録〕 (37) 処理対象者、課税対象年度、課税年度を指定して、徴収方法の変更ができること。 〔当初課税期日管理・全録〕 (219) 前年に転入した個人の一覧表を出力できること。 (211) 前年に転出された個人の一覧表を出力できること。							24.住居異動履歴に基づき、課税期日状態区分が変更となる遺失・転出・転入・死亡等）者を検索できること。 〔注〕遺失異動履歴において、住居異動履歴参照画面における異動日入力を異動日に入力して訂正入力している場合があるため、訂正後の状態を遡り判定すること。25.確認した遺失異動履歴について、課税期日住所等の基本情報を一括して変更できること。また、その結果についてデータ出力または一覧表出力により対象者を確認できること。 26.確認した遺失異動履歴について、課税期日住所等の基本情報をオンラインで変更することができること。	住民記録システム上の情報を基にした遺失・転出・転入・死亡等の情報を一括して抽出し、基本情報（課税期日現在住居）として個別一括にて管理（参照、登録、修正、削除）できること。 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜこの機能が必要かなぜこの機能が書けないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他具体的に明記すべき実装必須機能はないか	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜこの機能が必要かなぜこの機能が書けないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たききの記載から、変更無しといたします。
1.1.25.	納税承認人・納税管理人・成年後見人、保佐人、補助人、相続人代表者、その他を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	no.12.3	6.2.3 承認人登録 (469、478、482、485-488、490-492、495、496) ■承認人を登録している場合、課税情報参照画面等において承認人登録していることがわかること。 ■承認人の登録ができること（複数人）。 ■承認人の取り消し/変更ができること。 ■承認人情報（氏名）が登録できること。 ■承認人情報（住所）が登録できること。 ■承認人情報（生年月日）が登録できること。 ■承認人情報（個人番号）が登録できること。 ■承認管理人の登録ができること。 ■承認人と区別できること。 ■承認人の優先に管理情報が反映されること。 ■承認管理人の登録期間が設定できること。 ■承認管理人を登録している場合、課税情報参照画面において承認管理人を登録していることがわかること。	〔世帯調査入力・更新〕 (24) 各納付書の送付先変更登録機能があること。						【1.1.34 納税承認人・納税管理人等管理】 納税承認人・納税管理人・成年後見人等の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	納税義務者を正確に把握し、納税通知書の送付等を確実に実施するための、納税承認人・納税管理人・成年後見人等の情報は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜこの機能が必要かなぜこの機能が書けないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①確認事項 「納税承認人・納税管理人・成年後見人等」の記載を「納税承認人・納税管理人・成年後見人、保佐人、補助人、相続人代表者」に修正いたします。 管理対象のうち必須とする必要がないものがない確認いたします。 ・優先の印字について下記の機能を追加いたします。 「納税承認人等に送付する場合、宛先を「【納税承認人等氏名】種（【課税対象者氏名種】分）」として印字できるように確認いたします。 ※「納税承認人等」が登録されているものの抽出機能が必要」とのご意見がございましたが、リストアップの出力については印刷機能、対象者の抽出後の画面操作を目的とする機能であれば検索機能の実装を想定しています。 ②機能の修正 納税承認人・納税管理人・成年後見人、保佐人、補助人、相続人、相続人代表者、正印を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 ③機能の追加 納税承認人等に基づく、全ての納税義務者を検索できること。	
#13追加-32	納税承認人等に基づく、全ての納税義務者を登録できること。 納税承認人等に送付する場合、宛先を「【納税承認人等氏名】種（【課税対象者氏名種】分）」として印字できること。												※確認依頼後に修正 ＜第3回町後ご意見について＞ 「J市ご意見に対して」 仕様書たきき時の記載内容を以下の通りに修正します。 「納税承認人等に送付する場合、宛先を「【納税承認人等氏名】種（【課税対象者氏名種】分）」として印字できるように確認いたします。」 ※「納税承認人・山田太郎」「課税対象者・山田一郎」の場合、宛先の印字は以下の通りとなります。 「納税承認人・山田太郎 種（山田一郎 種分）」	
1.1.26.	生活保護システムとデータ連携し、生活保護情報が更新されること。	No.1_3	〔当初課税期日管理・全録〕 (294) 生活保護情報パッチデータより、個人課税の生活保護区分及び開始日付、終了日付を更新できること。	〔資料取入れ・全録〕 (111) 生活保護情報の取り込みを行うため、一括処理による取り込み機能があること。 〔当初異動処理・生保情報パッチ取込〕 (294) 生活保護情報パッチデータより、個人課税の生活保護区分及び開始日付、終了日付を更新できること。						【1.1.35 生活保護情報管理】 生活保護システムとデータ連携し、生活保護情報が更新されること。 【1.1.37 生活保護情報管理】 扶助の種類（生活扶助・生活扶助以外）も管理（参照、登録、修正、削除）できること。	連携機能の必要性は、各団体の生活保護システムへの導入状況によるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜこの機能が必要かなぜこの機能が書けないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たききの記載から、変更無しといたします。 ※その他の他業種情報との連携は1.1.1で整理した結果を踏まえ、機能を追加します。 ※生活保護システムとの連携に必要な機能は追加-10から追加-12で整理しています。本機能については別添とします。 ＜第3回町後ご意見について＞ 「J市ご意見に対して」 「追加-12」の通り、情報を取り込むタイミングは随時としております。また、取り込む情報に基づいた更新等については、3.6.25-6.27で網羅されている想定です。	
1.1.27.	個人住民税の送付先（氏名、住所、名称、所在地、電話番号、郵便番号）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 「特別徴収義務者」と「納税義務者」それぞれの送付先を設定できること。	No.1_1.6.8	〔返送処理〕 303 個人住民税についての書類送戻先を管理できること。（税目毎に設定できる）	〔世帯調査入力・更新〕 (24) 各納付書の送付先変更登録機能があること。						【1.1.38 送付先管理】 個人住民税の送付先を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 【1.1.39 生活保護情報管理】 扶助の種類（生活扶助・生活扶助以外）も管理（参照、登録、修正、削除）できること。	各種通知書作成等に必要となるため、送付先情報の管理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜこの機能が必要かなぜこの機能が書けないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 送付先として管理に必要な情報を記載いたします。 送付先（名称、所在地、電話番号、郵便番号） ※「送付先が登録されているものの抽出機能が必要」とのご意見がございましたが、リストアップの出力については印刷機能、対象者の抽出後の画面操作を目的とする機能であれば検索機能の実装を想定しています。	

機能名	仕様がたされた旨	系統フローとの対応	目的	内容	要件	制約	注	備考	要件の受け方・機能	検討項目 (検点機能)	検討項目 (論点)
1.4.3 専従者情報登録	申告書のデータから専従者情報のみを抽出し、専従者の情報として自動更新・管理(登録、修正、削除) ができること。		【規定申告書収集】 139. 専従者がある旨の申告書データを取込んだ際、当該申告書データ及びイメージを専従者情報として自動作成すること。	6.1.3 申告受付登録 (116) 専従者及び専従者のひも付けができること。 6.2.2 社員登録登録 (429, 431, 433, 440, 451) 専業主主の申告書の誤で特定された専従者が同一世帯内であった場合自動で専従者の紐付けされ紐付けされた専業主、専従者一覧が出力できること。 6.1)で紐付けされなかった専業主一覧が出力されること。 6.2)で紐付けされなかった専従者が紐付けされる場合その一覧が出力されること。 専従者をフラグ(青色専従者・白色専従者)で管理できること。	【扶養・専従者入力・全額】 (194) 各資料の扶養人数及び扶養区分より、世帯内の扶養対象者を判定し、扶養情報を自動登録できること。	【当初課税資料台帳・専従者給付作成】 (102) 専業主・専従者の既婚があるが、専従者給付がない場合は自動的に専従者給付データを作成されること。 ※自動化していない場合は、作成方法を記載すること	154. 専業主申告書情報(専従者)を年月日ごとに専従者を特定し、当該専従者給付と専従者の合算料として自動更新・管理(登録、修正、削除) ができること。 専従者特定方法により行う場合は、必ず専従者生年月日を併記して、自動特定により個人に紐付けされることを要すること。 155. 専業主申告書情報(専従者)を年月日ごとに専従者を特定できない場合は、課税資料登録準備に準じた税種情報(専従者)を登録すること。 また、オンライン入力による個人特定情報の登録を行うこと。 (98) 確定申告書に記載された専従者生年月日と異なる専従者の提出した申告書より深作成された専従者資料を、給付として提出された資料へ逆戻し更新できること。 158. 専従者資料により給与支払報告書(レイト)のイメージを作成できること。 または、イメージファイルシステムで画像生成するためのデータを作成できること。 専業主申告書情報から深作成された専従者資料を、専従者の課税資料として給与レイトのイメージを作成し、イメージシステムに登録できること。	1.1.4.3 専従者情報登録 専業主の確定申告書情報等から、専従者を抽出し、個人の基本情報や専従者情報を変更する機能は必須の想定です。 対象者についてリクエスト表示ができること。また、納税情報(専従者)を特定させるための画像文字を作成できること。 1.1.4.4 専従者情報登録 任意の時点で専従者設定されている個人に専従者給付が一括戻される事ができること。	専業主の確定申告書情報等から、専従者を抽出し、個人の基本情報や専従者情報を変更する機能は必須の想定です。 対象者についてリクエスト表示ができること。また、納税情報(専従者)を特定させるための画像文字を作成できること。 1.1.4.4 専従者情報登録 任意の時点で専従者設定されている個人に専従者給付が一括戻される事ができること。	1.1.4.3 専従者情報登録 専業主の確定申告書情報等から、専従者を抽出し、個人の基本情報や専従者情報を変更する機能は必須の想定です。 対象者についてリクエスト表示ができること。また、納税情報(専従者)を特定させるための画像文字を作成できること。 1.1.4.4 専従者情報登録 任意の時点で専従者設定されている個人に専従者給付が一括戻される事ができること。	1.1.4.3 専従者情報登録 専業主の確定申告書情報等から、専従者を抽出し、個人の基本情報や専従者情報を変更する機能は必須の想定です。 対象者についてリクエスト表示ができること。また、納税情報(専従者)を特定させるための画像文字を作成できること。 1.1.4.4 専従者情報登録 任意の時点で専従者設定されている個人に専従者給付が一括戻される事ができること。
通知-38			関連する申告書情報を確認しながら、専従者情報の登録、参照、修正ができること。								<第3回仕様ご意見について> (F) にご意見に対して、本要件を必須機能とします。
通知-39			任意の条件を指定し、該当する申告情報(専従者情報の登録に必要な情報)の出力ができること。								<第3回仕様ご意見について> (F) にご意見に対して、本要件を必須機能とします。
通知-40			専従者情報の自動更新ができなかった対象(専従者の特定不可)を抽出し、関連する申告書情報を出力できること。								<第3回仕様ご意見について> (F) にご意見に対して、本要件を必須機能とします。
1.4.4 電子データ給付登録	電子データ給付(008・ハンパシ・申告書処理システムデータ・光ディスク・磁気ディスク・eLTA)による申告書情報を取り込み、一括更新・管理(登録、修正、削除) ができること。	No. 2.13.16	【給付収集】 03. eLTA給付の取り込みが出来ること。 【外部媒体連携】 79. 控除額控除額までの給付データ(FD, MO, CD)の取り込みができること。	6.1.3 申告受付登録 (143, 145, 147) 専業主申告書データを取り込めること。 専業主情報と取り込みデータが自動でも付くこと。 専業主申告書データが取り込めること。(専業主) 【当初課税処理・全額】 (229) 課税資料(給付・年金)の00取り込みができること。 【当初異動処理・給付/ハンパシデータ受入】 (252) 給付のハンパシデータを資料情報に登録できること。 (254) 事業所から提出された給付指定レイトアウトの給付データと資料情報に登録できること。 (255) 事業所から提出された給付指定レイトアウトの給付データ(MT)を資料情報に登録できること。	【給付受付入力・全額】 (58) システム上、給与支払報告書の特別徴収事業所のデータを取り込み、課税資料データとして登録できること。 【当初課税処理・全額】 (229) 課税資料(給付・年金)の00取り込みができること。 【当初異動処理・給付/ハンパシデータ受入】 (252) 給付のハンパシデータを資料情報に登録できること。 (254) 事業所から提出された給付指定レイトアウトの給付データと資料情報に登録できること。 (255) 事業所から提出された給付指定レイトアウトの給付データ(MT)を資料情報に登録できること。	【当初課税資料台帳・給付データ受入】 (78) 給与支払報告書から提出された給与支払報告書のデータを取り込み、課税資料データとして登録できること。 【当初課税資料台帳・eLTA給付取込】 (84) eLTA給付申告書データを取り込み、課税資料データとして登録できること。 【当初課税資料台帳・eLTA給付イメージ作成】 (85) 取り込んだeLTA給付申告書データから給与支払報告書のイメージを作成できること。 【当初課税資料台帳・eLTA給付データ受入】 (86) eLTA給付申告書データから、課税資料データとして取り込み登録できること。 【当初課税資料台帳・eLTA給付データ受入】 (87) eLTA給付申告書データから、課税資料データとして取り込み登録できること。 【当初課税資料台帳・eLTA給付データ受入】 (88) eLTA給付申告書データから、課税資料データとして取り込み登録できること。 【当初課税資料台帳・eLTA給付データ受入】 (89) eLTA給付申告書データから、課税資料データとして取り込み登録できること。 【当初課税資料台帳・eLTA給付データ受入】 (90) eLTA給付申告書データから、課税資料データとして取り込み登録できること。	03. 電子媒体及びeLTAにより提出された給付データを受取できること。 04. 電子媒体及びeLTAにより提出された給付データを受取に付て取込ができること。 07. 事業所ごとにeLTAにおける給付データを受取できること。 08. eLTAにおける給付データを受取できること。 09. eLTAにおける給付データを受取できること。 10. eLTAにおける給付データを受取できること。 11. eLTAにおける給付データを受取できること。 12. eLTAにおける給付データを受取できること。 13. eLTAにおける給付データを受取できること。 14. eLTAにおける給付データを受取できること。 15. eLTAにおける給付データを受取できること。 16. eLTAにおける給付データを受取できること。 17. eLTAにおける給付データを受取できること。 18. eLTAにおける給付データを受取できること。 19. eLTAにおける給付データを受取できること。 20. eLTAにおける給付データを受取できること。 21. eLTAにおける給付データを受取できること。 22. eLTAにおける給付データを受取できること。 23. eLTAにおける給付データを受取できること。 24. eLTAにおける給付データを受取できること。 25. eLTAにおける給付データを受取できること。 26. eLTAにおける給付データを受取できること。 27. eLTAにおける給付データを受取できること。 28. eLTAにおける給付データを受取できること。 29. eLTAにおける給付データを受取できること。 30. eLTAにおける給付データを受取できること。 31. eLTAにおける給付データを受取できること。 32. eLTAにおける給付データを受取できること。 33. eLTAにおける給付データを受取できること。 34. eLTAにおける給付データを受取できること。 35. eLTAにおける給付データを受取できること。 36. eLTAにおける給付データを受取できること。 37. eLTAにおける給付データを受取できること。 38. eLTAにおける給付データを受取できること。 39. eLTAにおける給付データを受取できること。 40. eLTAにおける給付データを受取できること。 41. eLTAにおける給付データを受取できること。 42. eLTAにおける給付データを受取できること。 43. eLTAにおける給付データを受取できること。 44. eLTAにおける給付データを受取できること。 45. eLTAにおける給付データを受取できること。 46. eLTAにおける給付データを受取できること。 47. eLTAにおける給付データを受取できること。 48. eLTAにおける給付データを受取できること。 49. eLTAにおける給付データを受取できること。 50. eLTAにおける給付データを受取できること。 51. eLTAにおける給付データを受取できること。 52. eLTAにおける給付データを受取できること。 53. eLTAにおける給付データを受取できること。 54. eLTAにおける給付データを受取できること。 55. eLTAにおける給付データを受取できること。 56. eLTAにおける給付データを受取できること。 57. eLTAにおける給付データを受取できること。 58. eLTAにおける給付データを受取できること。 59. eLTAにおける給付データを受取できること。 60. eLTAにおける給付データを受取できること。 61. eLTAにおける給付データを受取できること。 62. eLTAにおける給付データを受取できること。 63. eLTAにおける給付データを受取できること。 64. eLTAにおける給付データを受取できること。 65. eLTAにおける給付データを受取できること。 66. eLTAにおける給付データを受取できること。 67. eLTAにおける給付データを受取できること。 68. eLTAにおける給付データを受取できること。 69. eLTAにおける給付データを受取できること。 70. eLTAにおける給付データを受取できること。 71. eLTAにおける給付データを受取できること。 72. eLTAにおける給付データを受取できること。 73. eLTAにおける給付データを受取できること。 74. eLTAにおける給付データを受取できること。 75. eLTAにおける給付データを受取できること。 76. eLTAにおける給付データを受取できること。 77. eLTAにおける給付データを受取できること。 78. eLTAにおける給付データを受取できること。 79. eLTAにおける給付データを受取できること。 80. eLTAにおける給付データを受取できること。 81. eLTAにおける給付データを受取できること。 82. eLTAにおける給付データを受取できること。 83. eLTAにおける給付データを受取できること。 84. eLTAにおける給付データを受取できること。 85. eLTAにおける給付データを受取できること。 86. eLTAにおける給付データを受取できること。 87. eLTAにおける給付データを受取できること。 88. eLTAにおける給付データを受取できること。 89. eLTAにおける給付データを受取できること。 90. eLTAにおける給付データを受取できること。 91. eLTAにおける給付データを受取できること。 92. eLTAにおける給付データを受取できること。 93. eLTAにおける給付データを受取できること。 94. eLTAにおける給付データを受取できること。 95. eLTAにおける給付データを受取できること。 96. eLTAにおける給付データを受取できること。 97. eLTAにおける給付データを受取できること。 98. eLTAにおける給付データを受取できること。 99. eLTAにおける給付データを受取できること。 100. eLTAにおける給付データを受取できること。	1.1.4.3 03 特徴情報登録管理 電子データ給付(光ディスク・磁気ディスク・eLTA)の取り込みは、取り込みデータ仕様も全国共通であり、利用も共通されているため、必須の想定です。 1.1.4.4 電子データ給付登録 79. 控除額控除額までの給付データ(FD, MO, CD)の取り込みは、団体情報により異なりますが、作成した電子データの取り込み機能は必須は必須と想定しており、オンラインシステムとしての要件が妥当と想定します。	電子データ給付(光ディスク・磁気ディスク・eLTA)の取り込みは、取り込みデータ仕様も全国共通であり、利用も共通されているため、必須の想定です。 79. 控除額控除額までの給付データ(FD, MO, CD)の取り込みは、団体情報により異なりますが、作成した電子データの取り込み機能は必須は必須と想定しており、オンラインシステムとしての要件が妥当と想定します。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜその機能が書けないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき要件は必須機能はないか	1)機能の修正 1.4.4.4の記述と合わせ修正を修正します。 「電子データ給付(008・ハンパシ・申告書処理システムデータ・光ディスク・磁気ディスク・eLTA)を取り込み、一括更新・管理(登録、修正、削除) ができること。」をオプション機能として追加いたします。
通知-41	電子データ給付は、個人別明細だけでなく、給付データも申告情報として取り込めること。										
通知-42	摘要欄についても一括更新・管理(登録、修正、削除) ができること。	No. 2.13.16									
1.4.5		No. 2.13.16									
1.4.6	取り込んだ電子データ情報の類似イメージ生成ができること。 印刷した類似イメージの印刷ができること。		【給付収集】 04. eLTA給付の類似イメージ化及び印刷が出来ること。	【当初異動処理・指定事業所給付出力】 (258) 指定された事業所の給与支払報告書及び一覧表を出力できること。	【当初課税資料台帳・給付イメージ作成】 (79) 取り込んだ給与支払報告書データから、給与支払報告書のイメージを作成できること。 【当初課税資料台帳・給付イメージ印刷】 (80) 給与支払報告書イメージを印刷できること。	81. エルタックス・電子データの取り込みができること。 82. エルタックス・電子データの取り込みができること。 83. エルタックス・電子データの取り込みができること。 84. エルタックス・電子データの取り込みができること。 85. エルタックス・電子データの取り込みができること。 86. エルタックス・電子データの取り込みができること。 87. エルタックス・電子データの取り込みができること。 88. エルタックス・電子データの取り込みができること。 89. エルタックス・電子データの取り込みができること。 90. エルタックス・電子データの取り込みができること。 91. エルタックス・電子データの取り込みができること。 92. エルタックス・電子データの取り込みができること。 93. エルタックス・電子データの取り込みができること。 94. エルタックス・電子データの取り込みができること。 95. エルタックス・電子データの取り込みができること。 96. エルタックス・電子データの取り込みができること。 97. エルタックス・電子データの取り込みができること。 98. エルタックス・電子データの取り込みができること。 99. エルタックス・電子データの取り込みができること。 100. エルタックス・電子データの取り込みができること。	1.1.4.7 電子データ給付登録 摘要欄についても一括更新・管理(登録、修正、削除) ができること。また、類似イメージには最新時点での事業所指定番号が表示されること。	電子データを紙製の課税票と同様の様式で提供するための必要となる課税票に必要となる要件は、課税票の管理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜその機能が書けないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき要件は必須機能はないか	1)資料戻送時、住民への説明のための出力が必要なケースが想定されるため、「作成した類似イメージの印刷」を含めてオプション機能として追加いたします。 ※「電子データ給付の類似イメージだけでなく、電子データ給付の類似イメージ化が必要」とご意見については、1.4.7.の検討項目(論点)に記載した通りです。 ※APPLICITFご意見を踏まえた確認事項> 最新時点での事業所指定番号が表示が必要と確認します。 課税資料は原本での保管管理が必要なことから、「最新時点での事業所指定番号が表示」というのは不適切、削除します。	
1.4.7 電子データ年報登録	電子データ年報(008・ハンパシ・申告書処理システムデータ・光ディスク・磁気ディスク・eLTA)による申告書情報を取り込み、一括更新・管理(登録、修正、削除) ができること。		【公的年金収集】 04. eLTAで送附される公的年金等支払報告書(電子データ)をシステムに取り込んだ後、その取り込みデータ(個人特定できなかったものも含む)は、1データ単位(送附の記録簿体)ごとに、複数のデータで1単位としない)で管理、出力が可能であること。 【問い合わせ】 032. 年金特約者の通知取り込み状況が確認できること。	6.1.3 申告受付登録 (117) 年金等資料の取込みができること(一部取り込み機能含む)。 【問い合わせ】 032. 年金特約者の通知取り込み状況が確認できること。	【年金入力・全額】 (73) eLTA Xを經由した社労年報データの取込が行えること。 (74) 年報の外部委託については、票面に特筆を行うなどの作業が発生しないよう考慮されていること。 (75) 「年報ハンパシデータ(eLTA X分を含む)」の取り込みにおいて、カネ長と生年月日によって住民コードの編成が行えること。 【当初異動処理・年金/ハンパシデータ受入】 (259) 年金のハンパシデータを資料情報に登録できること。 【年金特別徴収・公的年金データ受入(編集)】 (339) 借由機関から提供された公的年金支払報告書電子データの受入が行えること。 【年金特別徴収・公的年金データ受入(更新)】 (340) 借由機関から提供された公的年金支払報告書電子データの更新を行えること。	【当初課税資料台帳・年報データ取込】 (81) エルタックス・電子データの取り込みができること。 【当初課税資料台帳・eLTA年報取込】 (82) 取り込んだeLTAの年金支払報告データから公的年金支払報告イメージを作成できること。 【当初課税資料台帳・年報イメージ作成】 (83) 報告内容を事業所基本情報に登録できること。また、年報提出の有無を管理できること。	81. エルタックス・電子データの取り込みができること。 82. エルタックス・電子データの取り込みができること。 83. 報告内容を事業所基本情報に登録できること。また、年報提出の有無を管理できること。	1.1.4.8 電子データ年報登録 公的年金支払報告書データ(光ディスク・磁気ディスク)の取り込み機能がない場合は、電子データを確保しながら個別登録する必要があるため、団体規模によっては異なる対応が必要と想定しています。また、eLTAと同等機能の実装が可能なため、全国で同等機能の実装が想定されるため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜその機能が書けないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき要件は必須機能はないか	1)機能の修正 1.4.4.4の記述と合わせ修正を修正します。 「電子データ年報(008・ハンパシ・申告書処理システムデータ・光ディスク・磁気ディスク・eLTA)を取り込み、一括更新・管理(登録、修正、削除) ができること。」をオプション機能として追加いたします。 2)オプション機能の追加 年金支払報告書の類似イメージ化、印刷機能をオプション機能として追加いたします。	
通知-42	取り込んだ電子データ情報の類似イメージ生成ができること。 印刷した類似イメージの印刷ができること。										
1.4.8 電子申告書登録 (eLTA連携)	eLTAと連携して電子申告書情報(給付、年報)の取り込みができ、資料情報の一括更新・管理(登録、修正、削除) ができること。また、当該情報を管理(参照、登録、修正、削除) ができること。	No. 2.13 No. 4.9	【電子申告】 095. 今後のITAX電子申告に対応できる(データ連携)こと。エラー発生時は他のエラー処理と同様にエラー分だけエラー画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。	6.1.3 申告受付登録 (141, 160, 166) eLTAデータを取り込めること。 190通知)が取り込めること。	【年金入力・全額】 (73) eLTA Xを經由した社労年報データの取込が行えること。 (74) 年報の外部委託については、票面に特筆を行うなどの作業が発生しないよう考慮されていること。 (75) 「年報ハンパシデータ(eLTA X分を含む)」の取り込みにおいて、カネ長と生年月日によって住民コードの編成が行えること。 【当初異動処理・年金/ハンパシデータ受入】 (259) 年金のハンパシデータを資料情報に登録できること。	【当初課税資料台帳・eLTA年報取込】 (87) eLTAの公的年金支払報告データを取り込み、課税資料データとして登録できること。 【当初課税資料台帳・eLTA年報取込】 (88) 取り込んだeLTAの公的年金支払報告データから公的年金支払報告イメージを作成できること。 【当初課税資料台帳・eLTA年報取込】 (89) 報告内容を事業所基本情報に登録できること。また、年報提出の有無を管理できること。	81. エルタックス・電子データの取り込みができること。 82. エルタックス・電子データの取り込みができること。 83. 報告内容を事業所基本情報に登録できること。また、年報提出の有無を管理できること。	1.1.4.9 電子申告書登録 (eLTA連携) eLTAと連携して電子申告書情報を取り込み、一括更新・管理(登録、修正、削除) ができること。また、当該情報を管理(参照、登録、修正、削除) ができること。	選定団体の全体で要件化されており、eLTA連携の電子申告書の取り込み機能がない場合は、電子データを確保しながら個別登録する必要があるため、団体規模によっては異なる対応が必要と想定しています。また、eLTAと同等機能の実装が可能なため、全国で同等機能の実装が想定されるため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜその機能が書けないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき要件は必須機能はないか	1)確認事項 1.4.1.4.1の要件と内容の差がわかりにくい文書であると判断されるため、文章の修正が必要と考える。 ※ご指摘の通り、大きくは、1.4.1.1で要件化されていると考えております。本要件を含め具体的な取り込み情報ごとの詳細を記載する予定です。 ※1.4.1.1で要件化されていると想定しているため、本要件を含め具体的な取り込み情報ごとの詳細を記載する予定です。 ※1.4.1.1で要件化されていると想定しているため、本要件を含め具体的な取り込み情報ごとの詳細を記載する予定です。
1.4.9 国税連携連携	毎月・毎月・半年、共にXMLデータ(決算書データ、法定調書等も含む)を類似イメージ化して管理(登録、参照、削除) し、システムへの取り込み日等の任意の条件を指定し、印刷することができること。		【規定申告書収集】 047. ミドルウェアを介した国税連携データが取り込み、ハンパシを連携データ同様エラーチェック処理ができること。 確定申告書データの取込みにあたっては、申告書区分別の管理だけでなく、KORPへの対応は「業種区分」や「IFP(orAM) ファイル持ち」のデータ等、重くは対応できないデータも別管理できること。また、確定申告書も別管理が必要。現状どおり、KORPと業種をハンパシ委託でデータ化する場合は、国税のミドルウェアには届かないが、申告書の様式等(例)平成23年分以降、平成22年分以降)に管理する必要があること。	6.1.3 申告受付登録 (193) 確定申告書データの取込ができること。 6.3.3 更正(税務調査) (698, 700, 701) 確定申告書データの取込みにあたっては、申告書区分別の管理だけでなく、KORPへの対応は「業種区分」や「IFP(orAM) ファイル持ち」のデータ等、重くは対応できないデータも別管理できること。また、確定申告書も別管理が必要。現状どおり、KORPと業種をハンパシ委託でデータ化する場合は、国税のミドルウェアには届かないが、申告書の様式等(例)平成23年分以降、平成22年分以降)に管理する必要があること。	【当初課税資料台帳・国税連携取込】 (89) 国税連携データを取り込み、課税資料データとして登録できること。 ※確定申告書第二表の社会保険料控除額、扶養、専従、年少等の対象者を取込めること。 【当初課税資料台帳・e-TAX国税連携分イメージ取込】 (90) 取り込んだeLTA国税連携データから確定申告書イメージを作成できること。 【当初課税資料台帳・国税連携法定調書取込】 (92) 平成23年分以降の法定調書データを取り込み、課税資料データとして登録できること。 ※不要の選別を行うことが出来、資料形式で印刷できること。 ※法定調書を取り込み、より効率的な資料管理方法があればなお良い ※資料印刷以外の方法がある場合は、具体的に記述すること。	90. 国税連携により送付されるデータを利用して、資料情報として登録できること。 (92) 平成23年分以降の法定調書データを取り込み、課税資料データとして登録できること。 ※確定申告書第二表の社会保険料控除額、扶養、専従、年少等の対象者を取込めること。 【当初課税資料台帳・e-TAX国税連携分イメージ取込】 (90) 取り込んだeLTA国税連携データから確定申告書イメージを作成できること。 【当初課税資料台帳・国税連携法定調書取込】 (92) 平成23年分以降の法定調書データを取り込み、課税資料データとして登録できること。 ※不要の選別を行うことが出来、資料形式で印刷できること。 ※法定調書を取り込み、より効率的な資料管理方法があればなお良い ※資料印刷以外の方法がある場合は、具体的に記述すること。	1.4.11. 国税連携連携 当初、毎月・半年、共にXMLデータ(決算書データ、法定調書等も含む)を類似イメージ化し、システムへの取り込み日等の任意の条件を指定し、印刷することができること。	1.4.6.と併せて検討する。	1.4.6.と併せて検討する。	1)機能の修正 資料戻送時、住民への説明のための出力が必要なケースが想定されるため、「作成した類似イメージの印刷」を含めてオプション機能といたします。	

機能名	仕様がたきき	画面フローとの対応	目的	内容	手順	備考	要件の考え方・機能	検討項目（検討点）	検討項目（検討点）	
1.4.15.		No.2_20_23	【総称収集】 97. エラー分だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 98. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。（原票を出さずに確認ができること。） 【公的年金収集】 99. エラー分だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 100. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。（原票を出さずに確認ができること。） 【住民税申告書収集】 121. エラー分だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 122. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。（原票を出さずに確認ができること。） 【確定申告書収集】 146. エラー分だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 147. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。（原票を出さずに確認ができること。） 【外部媒体連携】 175. エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。（原票を出さずに確認ができること。） 176. エラー分だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 212. エラー分だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。	6.1.3. 申告受付登録 (211) ■計算エラーの修正ができること。	【当初課税前処理・全額】 (194) 取り込みで作成した課税資料データの整合性をチェックし、誤りがある場合はエラーリストを出力できること。 【課税資料修正・整合エラー関連表示】 (111) 課税資料データに整合しない項目等がある場合は、画面上にエラー表示をすること。 【課税資料修正・入力整合性チェック】 (124) データ入力・修正後、その更新を確認させる前に入力・修正内容の整合性チェックを行う機能が備わること。 【課税資料修正・課税資料入力整合性チェックエラー未処理リスト】 (125) 課税資料取込データの整合性チェックで出力されたエラーリストの処理進捗を把握するため、未処理リストが出力できること。 【課税資料修正・課税資料入力整合性チェックエラー未処理リスト】 (126) 課税資料取込データの整合性エラー対象件数と処理済件数が確認できること。	152. 申告書資料において、事業主の専任者給与合計額と、専任者への給与の合計額が異なるものを検出し、リスト出力又はデータ出力ができること。 【3】専任者給与情報を抽出する前に、事業主登録資料に誤りがないか最終的な点検を行うことを目的とする。 153. 専任者給与がなかった旨の旨で作成されている。またデータ出力ができること。 【3】事業主申告資料において専任者情報の記載を漏らしている場合を想定し、前年に専任者も事業主について、再確認する運用を想定。	【1.4.16. 登録情報エラー修正・削除】 登録情報にエラーがある場合は、エラー抽出結果を一覧等で確認し、必要に応じて修正、削除できること。 また、エラーについては市の指定する任意の条件設定により抽出できること。	課税資料の整理内で情報が完全となっていない場合のエラーチェック機能は必須の想定です。 ※以下について確認させてください。 ※その機能が備わっていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか） ※他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか 【1】をオプションとした場合は当該機能に追加した通りです。 【アラート】に対しては、別途確認いたします。	①「帳票内での整合性チェック」の文言を「課税資料事業主内でのチェック」に修正いたします。 ②オプション機能の追加 以下の機能をオプションとして追加いたします。 1. 資料登録後のデータ内容チェック結果を出力でき、資料登録時のアラートリストも確認し出力できること。 ③「印刷後ご意見について」 1.4.1. をオプションとした理由は当該機能に追加した通りです。 アラートについては、別途確認いたします。	
追加-44	資料登録後のデータ内容チェック結果を出力でき、資料登録時のアラートリストも確認し出力できること。									
追加-45	申告情報を修正する際に、修正箇所、修正内容、税務署調査要否、税務署調査内容の登録、参照、修正、削除ができること。									
追加-46	税務署調査が必要な対象を抽出し、調査対象者、税務署調査内容の確認が可能なリスト（帳票）の出力ができること。									
1.4.16.	基本情報、世帯情報、事業情報、特別徴収義務者情報等との整合性チェックの結果、アラートの対象がある場合には、必要に応じて個別一画で修正できること。 ＜チェック条件＞ ・基本情報に該当する個人が登録されていない ・事業情報に該当する事業所が登録されていない ・特別徴収義務者情報に該当する特別徴収義務者が登録されていない ・講師・専任の登録があるのに所得基準額を超過している ・世帯情報に該当する家族番号、専任者、配偶者が登録されていない	No.2_20_23	【総称収集】 104. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付すること。 105. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付する場合、その情報を学習し、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 106. 個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。 【公的年金収集】 107. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付すること。 108. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付する場合、その情報を学習し、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 109. 個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。 【確定申告書収集】 140. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付すること。 141. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付する場合、その情報を学習し、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 142. 個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。 【外部媒体連携】 175. 個人特定し、生年月日および氏名かなでできること。 【該当者が2人以上いるような場合は一致せず、候補情報抽出にともな、手動で特定ができること。】 177. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付すること。 178. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付する場合、その情報を学習し、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 179. 個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。 【電子申告】 199. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付すること。 200. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付する場合、その情報を学習し、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 201. 個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。	6.1.3. 申告受付登録 (115) ■登録済課税資料と申告書を紐付け、紐づいた登録済課税資料との実況ができ、その上で申告実況システムへの取り込みができること。 6.2. 当初課税（各年度） (324, 326, 327) ■資料登録後修正が可能。出力できること。 ■何も付けできなかったデータについては手動で訂正が行えること。 ■1人に複数の対象者情報があった場合に、指定した方の対象者情報を削除できること。	【個人特定・個人特定支援機能】 (105) 個人特定できないデータの、氏名カナ・生年月日などを参考に、個人特定候補を作成できること。 (106) 個人特定候補者リストから簡単に個人特定作業ができること。 (107) 課税資料のイメージを参照しながら、個人特定作業ができること。 【個人特定・特定支援】 (108) 個人特定を不要と判断した場合は、課税資料データに特定済として登録できること。 ※同意書は必ず区分名称であれば提案システム標準分まで可 【個人特定・特定支援】 (109) 個人特定作業を保留する旨の指示をし、作業を行っていない未特定者と保留者を未特定リスト上で区分できる機能があること。 ※特定保留情報は未特定リストから除外されることが望ましい 【個人特定・保留資料抽出】 (110) 特定保留した課税資料データを抽出し、画面表示またはリスト印刷できること 【課税資料修正・個人特定付録】 (112) 個人特定が揃っていない場合、画面操作で課税資料の付け替えができること 【年金特別徴収管理・年特対象個人特定】 (207) 年金特別徴収対象者情報と課税対象者データを一括で実況し、個人を特定できること 【年金特別徴収管理・未特定リスト】 (208) 年金特別の個人特定結果から未特定リストを作成すること。また、個人特定リストを一覧で印刷できること。 ※一覧表には基礎年金番号、年金種別、年金額、氏名カナ、生年月日が印刷されること。 【年金特別徴収管理・個人特定支援】 (209) 個人特定できないデータについて、氏名カナ・生年月日などを参考に、個人特定候補を作成できること 【年金特別徴収管理・個人特定支援】 (210) 個人特定候補リストから個人特定できること	96. 宛名番号の記載がある資料について、宛名番号の記入誤り（別人の番号を記載する事例）の誤りがある資料を氏名カナ・生年月日から判別し抽出できること。 97. 課税資料の氏名カナが複数個人のシステム上のデータと以下の条件で異なる場合には、個人特定候補として対象者を提示できること。 ・氏名のアルファベットが2つ以上であること ・氏名は右の文字列の中にアラートが存在していること ・同一業種（XとZなど）の違いによるもの ・勤務（社、校、支店）における小さい「[」や「[」 【3】中置の「[」の誤りによるもの ・氏名のアルファベットが2つ以上であること ・氏名は右の文字列の中にアラートが存在していること 98. 生年月日の年振、月振、日振がある資料について、個人特定候補として対象者を提示できること。	【1.4.19. 資料取込み】 1月1日時点で市内に存在しない住居の住民番号と課税資料を突出しないこと。 【1.4.21. 資料取込み】 1月1日時点で市内に存在しない住居の住民番号と課税資料を突出しないこと。 【1.4.24. 資料取込み】 なお、B市については、管理情報ごとには整合性を確保していませんが、実質的に必要な機能は仕様書明記の記載に含められるため、詳細は不要と判断していません。	登録済みの各種基本情報と課税原票の情報が異なる場合は、正確な情報を確認する必要があります。 チェックがからない場合は、情報の抜け漏れ、整合性、重複確認等を見目で実況が必要となり、作業効率の低下、作業誤りのリスクが増えると考えます。	左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ※その機能が備わっていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか） ※他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき時の記載から、変更無しといたします。 ※他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか
1.4.17.	資料情報から自動算出した住（住民税控除額計・所得税・所得額・所得税控除額計等）と、計算の基となるデータ（パンチデータ等の取り込みデータ）との整合性チェックができること ＜チェック条件＞ ・資料情報から自動算出した住民税控除額計と申告資料に記載のある住民税控除額計が同一の値となっていない	No.2_20_23	【総称収集】 99. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付すること。 100. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付する場合、その情報を学習し、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 201. 個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。	6.1.3. 申告受付登録 (150, 171, 189) ■データ内容について計算し、計算値及び税法上の計算エラー等が検出されること。（エラー条件については別紙「計算エラー一覧.xlsx」参照）	【当初課税前処理・全額】 (221) 住民税控除額計を自動算出し、資料データのデータと実況チェックが可能なること。 (222) 所得税額、所得額、所得税控除額計を自動算出し、資料データのデータと実況チェックが可能なること。	【1.4.25. 資料取込み】 住民税控除額計を自動算出し、資料データのデータと実況チェックができること。 【1.4.26. 資料取込み】 所得税額、所得額、所得税控除額計を自動算出し、資料データのデータと実況チェックができること。	提出された課税資料の誤りを抽出するため、必須の想定です。 ※以下について確認させてください。 ※その機能が備わっていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか） ※他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき時の記載から、変更無しといたします。		
1.4.18.	アラートの内容及び徴収区分等からアラートのある該当者を絞り込み、アラート表示画面を見ながら連続修正ができること。	No.2_20_23	【公的年金収集】 99. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付すること。 100. 氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人届け付する場合、その情報を学習し、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 101. 個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。	6.1.3. 申告受付登録 (150, 171, 189) ■データ内容について計算し、計算値及び税法上の計算エラー等が検出されること。（エラー条件については別紙「計算エラー一覧.xlsx」参照）	【当初課税前処理・全額】 (228) 一括入力の際、エラー内容及び徴収区分等からエラーのある該当者を絞り込み、エラー表示画面を見ながら連続エラー修正ができること。	【1.4.32. 資料取込み】 一括入力の際、エラー内容及び徴収区分等からエラーのある該当者を絞り込み、エラー表示画面を見ながら連続エラー修正ができること。 【1.4.33. 資料取込み】 課税資料データを修正して更新を行う際、更新前データと更新前データとの比較ができること ※以下について確認させてください。 ※その機能が備わっていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか） 【1.4.34. 資料取込み】 課税資料データを修正して更新を行ったとき、都度メニューに戻らずに次の人の課税資料データの修正もできること。	原則画面表示は検討対象外ですが、データ取込み等による大量処理の結果について対応する場合は、効率的な運用に必要な機能と考えられるため、オプションとしての要件が妥当と考えます。	①機能の修正 「一括入力の際」の文言を削除し、連続修正のタイミングを制限しない表現に修正いたします。 ②オプション機能の追加 下記要件をオプション機能として追加いたします。 1. システムで付属した資料番号を取り込み、該当する個人と資料情報を紐付けて管理できること ③「印刷後ご意見について」 【市ご意見に対して】 資料システムでは、資料番号と個人の紐づけのみを規定しています。 資料システムでの資料番号と個人の紐づけのみを規定しています。 課税資料のイメージ化を含めたイメージ管理は、課税原票イメージ管理システムの情報が一括であることと認識しており、個別化検討対象外の業務と判断しています（イメージ管理を含めて資料システムに機能として実装することを制限するものではありません）。		
1.4.19. 資料取込み	課税資料の資料番号（課税資料ごとに付番し、個人との紐づけに利用する番号）の自動付番ができること。 1. 課税資料ごとに資料番号を指定する所数、番号群で自動付番でき、追加や削除が容易に出来ること。 2. 給付のわかる入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。 【公的年金収集】 99. 氏名かな・生年月日を指定した相取・番号群で自動付番、通知、削除できること。 97. 年金のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。 13. 年金のわかる入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。 【住民税申告書収集】 116. 市単年度のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができ、資料の識別もできること。 124. 市単年度、前年度申告書の登録はわかりやすく、資料の識別もできること。	no.2_13_16	【総称収集】 99. 氏名かな・生年月日を指定した相取・番号群で自動付番、通知、削除できること。 97. 年金のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。 13. 年金のわかる入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。 【住民税申告書収集】 116. 市単年度のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができ、資料の識別もできること。 124. 市単年度、前年度申告書の登録はわかりやすく、資料の識別もできること。	【当初課税前処理・全額】 (223) 課税資料の管理用番号（連番）の自動付番ができること。	95. 課税資料に対して氏名・生年月日を用いた宛名コードを自動付番できること。 【1.4.28. 資料取込み】 課税資料の資料番号の自動付番ができること。	データ取込みによる資料登録では、個別の番号は重複するため、必須の想定です。 ※以下について確認させてください。 ※その機能が備わっていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか） ※他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 「資料番号」の記載を「資料番号（課税資料ごとに個人を特定する番号）」に修正いたします。 ②オプション機能の追加 下記要件をオプション機能として追加いたします。 1. システムで付属した資料番号を取り込み、該当する個人と資料情報を紐付けて管理できること ③「印刷後ご意見について」 【市ご意見に対して】 資料システムでは、資料番号と個人の紐づけのみを規定しています。 資料システムでの資料番号と個人の紐づけのみを規定しています。 課税資料のイメージ化を含めたイメージ管理は、課税原票イメージ管理システムの情報が一括であることと認識しており、個別化検討対象外の業務と判断しています（イメージ管理を含めて資料システムに機能として実装することを制限するものではありません）。			

機能名	仕様がたがえる	系統フローとの対応	D市	E市	F市	G市	H市	I市	要件の考案方・機能	検討項目（検討点）	検討項目（論点）
2.1.3.	確定申告・個人住民税申告・年末調整済給与支払報告・年末調整未済給与支払報告・年金支払報告書の優先順位で合算処理ができること。		6.2.1. 当初課税（合算前）(233) 自動合算する課税資料の組み合わせを選べること	[資料合算入力・全般] (102) 合算時に採用する課税資料の優先順位を指定できること。				[2.1.7. 合算] 合算時に採用する各種資料の優先順位を指定できること。	個別は納税義務者が申告した資料を優先する認識です。 優先順位を変更して取り扱う必要があるかを確認します。	①機能の追加 資料の優先順位にかかわらず、本機能は削除し、下記の2件を追加いたします。 「確定申告・個人住民税申告・年末調整済給与支払報告・年金調整済給与支払報告・年金支払報告書の優先順位で合算処理ができること」 「任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を設定して合算処理を実施できること。」 ②質疑回答 (Q-1:J市) 課税資料の優先順位について、確定申告書・住民税申告書などがあるが、確定申告と住民税申告が異なる資料を合算処理もある。「任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を設定して合算処理を実施できること。」を設定することで、正しい資料合算ができるという認識でよいのか。 ⇒ご認識の通り、機能を利用することを想定しております。	
追加-51	任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を設定して合算処理を実施できること。										
2.1.4.	課税資料毎に異なる所得の合算方法が設定できること。			[資料合算入力・全般] (103) 課税資料毎に異なる所得の合算方法が設定されること。				[2.1.8. 合算] 課税資料毎に異なる所得の合算方法が設定できること。	上場株式会社等の配当等に係る申告分離課税制度を想定した機能と認識しております。 上記の対応は正確な税額計算に必要であるため、必須の想定です。	左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か ・なぜその機能が書けないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	当初の仕様書たがえの記載から、変更無しいたします。
2.1.5.	併用徴収データの自動作成ができること。	No.3.1		[資料合算入力・全般] (106) 一部特種者のデータ作成が行えること。				[2.1.9. 合算] 併用データの自動作成ができること。	合算処理の結果として、併用徴収データの作成は必須の想定です。	左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か ・なぜその機能が書けないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	当初の仕様書たがえの記載から、変更無しいたします。
2.1.6.	合算後、追加資料を入力した際は、任意のタイミングで再合算処理ができること。	No.3.1		[資料合算入力・全般] (107) 合算後、追加資料を入力した際は、随時に再合算処理ができること。				[2.1.12. 合算] 合算後、追加資料を入力した際は、随時に再合算処理ができること。	107: 合算結果・徴収方法決定結果に誤りがある場合には、その内容をオンライン入力により修正することができます。 108: 新たな課税資料の取得により、合算結果・徴収方法の更新をオンライン入力で行うこと。 109: 入力方法は当初課税以後の更正入力と同様の入力方法であること。	左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か ・なぜその機能が書けないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	①機能の修正 「印刷」を「任意のタイミング」に修正します。 ②質疑回答 (Q-1:J市) の個別の合算処理に違いは何か ⇒2.1.1. は全体の自動合算処理後に個別対応が必要なケースを想定しております。 本機能は、業務上の要求として、1度合算処理を実施した対象でも再度合算処理の対象とできる機能として要件に記載しております。 事業者によっては、個別の合算処理として、実施される機能は同じとなる可能性もあるものと想定しております。
2.1.7.	合算アラートチェック	No.3.1	【課税資料決定】 220 申告書2表の住民税に関する事項の読み取り、エラーチェックの強化に努め、納付区分と住民税納付方法の整合性チェックが分かるようにすること。 229 合算済みの課税データに対しての論理的な再データチェックができること。 230 課税計算前に任意の条件で抽出条件設定により、対象者を電子データで抽出でき、その電子データをもとに画面入力で提出できること。 231 住民税申告・確定申告書のうち、結構の取り込みがないものを抽出できること。	[資料合算入力・全般] (100) 自動合算を行った結果、各課税資料間に矛盾があったものについて、リストアップする機能があること。 (101) 合算した結果に対して、論理チェックを行い、エラー内容を出力する機能があること。 (108) 知照喚起、誤差、訂正等のチェックを行い、チェックリストを出力できること。 【当初異動処理・資料合算チェック】 (266) 資料合算のチェックを行い、資料合算確認表を出力できること。 【当初異動処理・当初データチェック】 (267) 合算済みの個人課税情報データに対してエラーチェックを行い、所管税・論理チェックリスト、初期提出エラーリスト、徴収区分比較チェックリストを出力できること。 【当初異動処理・住宅借入金等特別控除申告書一覧】 (273) 個人課税情報より、住宅借入金等特別控除対象の申告書及び対象者一覧を出力できること。	[合算処理・合算エラーチェック] (130) 合算処理で2重カウント等の整合性チェックを行い、誤りが予想される場合はエラーリストを作成し、一覧表で印刷できること。 ※どのような内容の整合性チェックを行なうか可能な範囲で記述すること	107: 申告書資料と結構が重複している者について、給与の重複更新した内容に確認が必要なものについて、必要な情報を抽出し、リスト出力するまたはオンライン画面での一覧表示ができること。 145: 資料合算時に課税資料集束でのデータ整合性検査を行い、検査の結果資料の修正または確認が必要である資料について、検査結果と共に一覧表出力またはオンライン画面で検索することができること。	正確な税額計算を実施するため、合算結果の整合性確認は必須の想定です。 運用環境においては、アラートリストの記載項目や画面表示項目を詳述しておりますが、原則画面表示は課税対象者とし、給与のリストについては複数条件での絞り込みと判断し、詳細化はしていません。 また、アラート対象として抽出すべき条件については、ペナジ仕様を踏まえた設定が必要（資料合算時のアラート等、当初課税処理全体での検討が必要となる条件）であるため、本要件では、任意の条件設定として抽象化しております。 業務上必須となるチェック観点について、確認させていただき、必要に応じて要件を詳細化します。	①確認事項 資料合算時に業務上必須となるチェック観点について、確認させていただきます。 ②確認事項 資料合算時に業務上必須となるチェック観点について、確認させていただきます。 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か ・なぜその機能が書けないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか ⇒資料の重複検査のチェック観点と整理してよいか。 ⇒申告書が複数枚提出されている場合、最新の資料を元で作成されているか？ ⇒同一事業所から複数枚同一人物の情報が提出されていないか？ ⇒同一事業所から提出された給与・年報が複数枚ある。 ⇒前職合算結果が複数枚ある。 ⇒資料間の整合性確認のチェック観点として整理してよいか。 ⇒申告書と結構、年報の所得金額の合計に違いはないか？ ⇒確定申告・住民税申告の給与収入額＜給与総額＋給与収入額 ⇒確定申告・住民税申告の年次収入額＜年報分年次収入額 ⇒確定申告・住民税申告の年次収入額＜年報分年次収入額 ⇒前職合算結果の登録があり、かつその他の結構の登録がある。 ⇒資料間の整合性確認のチェック観点として整理してよいか。 ⇒申告書と結構、年報の所得金額の合計に違いはないか？ ⇒確定申告・住民税申告の給与収入額＜給与総額＋給与収入額 ⇒確定申告・住民税申告の年次収入額＜年報分年次収入額 ⇒確定申告・住民税申告の年次収入額＜年報分年次収入額 ⇒前職合算結果の登録があり、かつその他の結構の登録がある。 ⇒資料間の整合性確認のチェック観点として整理してよいか。 ⇒申告書が複数枚提出されている場合、最新の資料を元で作成されているか？ ⇒同一事業所から複数枚同一人物の情報が提出されていないか？ ⇒同一事業所から提出された給与・年報が複数枚ある。 ⇒前職合算結果が複数枚ある。 ⇒資料間の整合性確認のチェック観点として整理してよいか。 ⇒申告書と結構、年報の所得金額の合計に違いはないか？ ⇒確定申告・住民税申告の給与収入額＜給与総額＋給与収入額 ⇒確定申告・住民税申告の年次収入額＜年報分年次収入額 ⇒確定申告・住民税申告の年次収入額＜年報分年次収入額 ⇒前職合算結果の登録があり、かつその他の結構の登録がある。 ⇒資料間の整合性確認のチェック観点として整理してよいか。			
追加-52	任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を設定して合算処理を実施できること。合算処理時に課税資料集束内の整合性を確認し、アラートを出力できること。 <チェック条件> ・生命保険控除額と支払額に差異がある ・申告年度が妥当な年度とない										
追加-53	合算処理時点の資料の重複登録をチェックし、重複がある場合はアラートを出力できること。 <チェック条件> ・申告書が複数枚提出されている場合、最新の資料で申告情報が登録されている ・同一事業所から複数枚同一人物の情報が提出されていない ・特別徴収結果が複数枚提出されていない ・前職合算結果が複数枚登録されていない										
追加-54	合算処理時に資料間の整合性をチェックし、アラートを出力できること。 <チェック条件> ・申告書と結構、年報の所得金額の合計に違いがない ・確定申告・住民税申告の給与収入額＜給与総額＋給与収入額となっている ・確定申告・住民税申告の年次収入額＜年報分年次収入額となっている ・前職合算結果の登録があり、かつその他の結構の登録がある										
追加-55	資料の未提出が疑われる対象者をチェックし、アラートを出力できること。 <チェック条件> ・乙欄総額のみで合算処理された人がいない ・確定申告書で年次収入額の控除額のみ記載して、内訳が記載されていない場合で、同じ控除額記載の情報が提出されていない ・確定申告・住民税申告書の提出がないが、結構が複数枚提出されている										

機能名称	仕様がたきき	系統フローとの対応	B市	C市	D市	E市	市	I市	案件の考え方・機能	検討項目（検討点）	検討項目（論点）	
追加-56	送付履歴として採用した資料の妥当性を確認すべき対象をチェックし、アラートを出力できること。 <チェック条件> ・扶養控除額について採用資料（後光度により自動判定）以外に関連付けがある資料がある ・前年度の給付額を合算している											
2.1.8.	送付履歴のうち、住民番号が不明な申告情報は、承認済/処理した状態に強制がかかる想定（少額給付等の保護、海外へ出国するなど調査の必要のない状況に区分して管理（登録、参照、修正、削除）できること。	No. 3.4							146: 送付履歴全件に対し、エラーの修正または確認が必要である資料を抽出し、一覧表出力またはオンライン画面で検索することができること。 147: エラー対応の進捗管理に使用するため、エラー発生履歴件数を資料区分別、交付（取）日または処理日別に集計することができること。 148: 提出したエラーは修正入力が入るまでエラー情報を保持している想定	[2.1.5 合算] 送付履歴不明分、賦課資料が、給報、年金分、確定申告分において住民番号が不明分として残っていたデータの一覧表出力ができること。	個人の基本情報と紐づかなかった送付履歴資料については、資料情報を確認し、正しい住民番号を特定したうえで個別に合算処理を実施する。他団体送付履歴を実施する等の後続処理を実施するための、必須の想定です。	①確認事項 ・「資料合算前」に不明分資料を確認することとしているため、この仕様がこの位置にあることは少し違和感がある」とのご意見がありますが、資料合算に個人情報が含まれていないか（不要なのか、他の機能で残っているのか） ・なぜその機能が必要か ・その他具体的に明記すべき変更必須機能はないか ②オプション機能の追加 以下の機能をオプションとして追加いたします。 「住民番号が不明分として残っていたデータも、承認済/処理した状態に強制がかかる想定（少額給付等の保護、海外へ出国するなど調査の必要のない状況に区分できること）」 ※「特定する個人が不明な場合に給報を提出した事業所へ本人情報でできる照会文書を作成できる機能を追加して欲しい。」のご意見については、「6. 照会」の機能で整理できればと考えております。 ③F市ご意見の「不明分として処理していたものが、本人や事業所への問い合わせ給報で、「判別」に変更したり、不明分での取り扱いが変更したりするので、フラグを変更、更新できるようにしてほしい。」について、仕様書たたき台に記載したとおり修正、削除して対応できる想定です。
追加-57	住民番号が不明な申告情報で、保護、放棄とした対象は合算処理、税額計算処理、他団体送付履歴の対象外とできること。											
2.1.9.	データ内容チェックでアラートとなった対象者のデータ、及びアラートの内容を確認できること。	No. 3.4	6.2.1. 当初課税（合算済）(240, 271, 272) ■エラーが生じているため、自動合算されないものも発生した場合にはエラー内容が表示されること。 （エラー発生については別紙「自動合算エラー発生状況」参照） ■エラーが発生した該当者について、エラーリストが出力されること。 ■自動合算はされたが、論理エラーが生じた場合にはワーニング内容が表示されること。 （エラー発生については別紙「自動合算エラー発生状況」参照） ■ワーニングは合算はされるが注意者として扱われるもの						[2.1.6 合算] アラート対象者、アラート内容を確認し、資料情報の修正や特別徴収事業所への問い合わせ対応等を実施するための、必須の想定です。	左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か ・なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で残っているのか） ・その他具体的に明記すべき変更必須機能はないか	①確認事項 ・「資料合算前」に不明分資料を確認することとしているため、この仕様がこの位置にあることは少し違和感がある」とのご意見がありますが、資料合算に個人情報が含まれていないか（不要なのか、他の機能で残っているのか） ・なぜその機能が必要か ・なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で残っているのか） ・その他具体的に明記すべき変更必須機能はないか ②オプション機能の追加 以下の機能をオプションとして追加いたします。 「住民番号が不明分として残っていたデータも、承認済/処理した状態に強制がかかる想定（少額給付等の保護、海外へ出国するなど調査の必要のない状況に区分できること）」 ※「特定する個人が不明な場合に給報を提出した事業所へ本人情報でできる照会文書を作成できる機能を追加して欲しい。」のご意見については、「6. 照会」の機能で整理できればと考えております。 ③F市ご意見の「不明分として処理していたものが、本人や事業所への問い合わせ給報で、「判別」に変更したり、不明分での取り扱いが変更したりするので、フラグを変更、更新できるようにしてほしい。」について、仕様書たたき台に記載したとおり修正、削除して対応できる想定です。	
2.1.10.	全体合算後のデータ内容チェックを出力でき、合算時のアラートリストも確認出力できること。 また、再合算の場合も出力できること。	No. 3.4	6.2.1. 当初課税（合算済）(295, 296) ■課税資料の取込、合算時に必要なエラーチェックをかけ、各種エラーの発生リスト（エラーリスト）の出力や抽出ができること。 6.2.2. 扶養控除数値(425, 430, 432) ■2市役所課税と専従者給付の一致不一致のチェックができること。 ■2市のチェック結果が記載された一覧が出力されること。 ■2市の不一致のいる世帯のデータと扶養OK/NG結果データが合わさった一覧が出力できること。（1）						[2.1.11 合算] 合算処理後の結果を確認し、アラート対応が完了しているかを最終判断するため、合算処理時のアラートとアラート対応済の処理結果の照合は必須の想定です。	左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か ・なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で残っているのか） ・その他具体的に明記すべき変更必須機能はないか	①質疑応答 ①-1) 任意のタイミングで資料を登録し再合算した場合においても、アラートが出た、確認ができることは、2.1.10の要件があれば自然であると考え、特に記載しなくてもよいものと考えます。 ①-2) 再合算の制御をしないため、包含する記載としておりましたが、認識の齟齬を回避するため、「再合算の場合も対応できること」の文言を追加いたします。	
2.1.11.	徴収区分（特別徴収（給与、年金）、普通徴収、費用徴収）について、徴収希望、前年度の退職・転勤・切替等の情報に基づき自動的に設定できること。	No. 3.6	【課税資料決定】 227. 各課税資料の取込、合算時に必要なエラーチェックをかけ、各種エラーの発生リスト（エラーリスト）の出力や抽出ができること。 228. 徴収対象者のチェックリストが作成でき、併給処理ができること。 229. 併給対象者で、併給が不可能な対象者のみをシステム的にチェックができること。 234. 特別徴収者で、課税後の税額と給与収入額の差が大きい方（借債、滞り出した方が多いと思われる方）の抽出ができること。（EUIOでの代替運用でも可能） 235. 徴収希望・出書による異動日を指定し、前年度の課税台帳情報から、前年度の課税台帳の繰入（普通一特徴、転勤・特徴済（特徴一普通）の自動切替ができること	6.2.1. 当初課税（合算済）(287) ■個別別の徴収区分の変更ができること。 【当初課税計算・給与特徴徴収区分】 119: 納税義務者ごとに徴収方法決定に関する情報をオンライン入力により登録することができること。かつその内容に依り徴収方法決定処理を制御する仕組みがあること。 120: 毎年、給与収入は特徴、給与収入以外は無徴とする。 121: 給与収入はA社の給与のみで計算し、他社給与は無徴とする。 122: 給与収入が複数ある場合は、各徴収方法ごとの税額を算出するための情報を登録し、税額計算、期別・期別計算できること。 123: 年次特別徴収を継続中の者については、徴収期間の年次特別徴収額の決定及び年次特別徴収に係る期別計算が行えること。 124: 1月時点で65歳以上である市内在住者については、年金特徴に該当する場合は、年金特徴による税額・期別計算を行えること。 125: 課税合算時点ではこの計算を実施せず、年金保険者から送付される年金特徴対象者情報受領後～普通納税通知書送付までの間に、これに関する処理を一括して行う場合であれば、対応可とご回答ください。 126: 本人徴収希望が不明の場合は、前年情報から推定して徴収方法を決定できること。 また、決定結果について確認するための一覧表またはデータ出力ができること。 127: 給与・年金以外の所得について、給与特別徴収を実施する場合これの特徴対象となるかが不明の場合、前年実績が同様の所得構成で給与特徴実績があれば、これに依り徴収方法を決定する。 128: 普通徴収とする者のうち、年税額が均等割のみとなるものについては、給与・年金の特別徴収において徴収できるよう徴収区分の決定、期別計算ができること。 129: 徴収方法決定・徴収計算において、目視確認が必要となる事項については、対象者ごとの内容を記載したリストを出力できる、またはオンライン画面で確認できること。 130: 特徴給報が複数存在する ・特徴給報の支払額が普通徴収額と比較して少額である ・個人管理している徴収希望と申告書記載の徴収希望が異なる 131: 前年または当年で特徴であった者のうち、前年度の特別徴収額、普通徴収額が同等であったか構成が異なるものも抽出し、内容を確認するためのリストまたはデータを出力することができること。 132: 特定の所得・収入について、年度ごとに徴収方法が異なることがないよう確認する作業を想定 133: 前年特徴実績のない事業所を特徴業務所指定している対象者を抽出し、確認のためのリストまたはデータを出力することができること。 134: 提出された特徴給報が事業所が意図したものであるかを確認するための作業を想定。（特にeITAX給報に多くみられる） 135: 給報データの乙欄にチェックがあり、かつ、当該給報を提出した事業所の特別徴収の対象者について、必要な情報を抽出し、リスト出力またはデータ出力ができること。 136: 乙欄適用給報を原則普通徴収扱いとしているシステム 137: 年金特徴実施済で普通徴収額と本徴収額の月別金額に一致以上の差があるものを抽出し、内容を確認するためのリストまたはデータを出力することができること。 138: 金額の期きが大い場合には、当年は年金特徴を中止し、翌年度に改めて年金特徴を開始する運用を維持						[2.1.13 徴収区分設定] 徴収区分（特徴（給与、年金）、普通、借債）に依り、徴収希望、前年度情報等に基づき自動的に設定できること。	徴収区分の自動設定機能は必須の想定です。 市について、仕様書切替台に記載の特定方法（徴収希望、前年度情報）以外の徴収方法の設定条件は、年金特別徴収対象者の条件など自明なものとなっています。 また、給報結果確認のリスト出力については、構築要件での検討を予定しております。	①機能の修正 「前年度情報」を「前年度の退職・転勤・切替等の情報」に修正します。

機能名称	仕替ったとき	業務フローとの対応	D市	E市	F市	G市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点論）	検討項目（論点）
			<p>6.1.3 個人ノ事業所得控除情報参照 (565)</p> <p>■課税状況と世帯の被扶養者のひも付け状況の人数が一致しているかどうか、扶養OK/NGが参照できること。</p>					<p>注1) 被扶養対象者の特定が明らかな場合は、以下の4条件を全て満たす場合を想定。</p> <p>1) 扶養主の課税所得による被扶養者生年月日が被扶養対象者と一致している</p> <p>2) 扶養主の課税所得日世帯構成が当年と前年とで一致している</p> <p>3) 被扶養者と同じ生年月日の世帯構成員がいない</p> <p>4) 扶養主は前年にその被扶養者を扶養している</p> <p>208: 扶養控除の内容を自動的に一括変更した者について、非違事項連絡欄に関する情報を自動設定できること</p> <p>209: 登録されている被扶養者関係情報と扶養主・事業主の登録情報とを比較して、内容が一致していない可能性がある扶養主・事業主を抽出し、確認のための一覧表またはデータ出力できること。</p> <p>(例)</p> <p>人数不一致、扶養区分(控除・特定・老年・年少・一助)の内訳不一致などを想定。</p> <p>210: 扶養主・被扶養者、専業主と専従者関係の情報はオンライン入力により変更できること。</p> <p>211: オンライン入力により、遠隔地被扶養者を管理し、扶養関係を管理できること。</p>			
追加-61	各資料の登録情報、税額計算処理で確定した情報に基づき、世帯情報（配偶者）を更新できること。										<p><第3回以降ご意見について></p> <p>(F市ご意見に対して)</p> <p>5月に発表から、2.2.4 推定特定とは別に世帯情報更新(登録・登録)する機能を記載することで、機能の誤認識を軽減することが可能と判断し、本機能と追加しております。</p> <p>本機能を推定特定と併せて記載することで、違和感がなくなるか、機能の構成を要しても本機能の記載を抹すことで誤認識が減少するものと想定されておられるかと確認します。</p> <p>本機能を抹すことにより、前回の発表が誤りである場合は、適切な表現について協議いたします。</p>
2.2.2	配偶者控除から配偶者特別控除への自動で切替ができること。	No.3.3	<p>【登録資料決定】</p> <p>242: 上記対象者において、配偶者特別控除の対象となる場合は、配偶者所得額に応じた配偶者特別控除額を自動設定できること。また、該当者のリストが出力されること。</p> <p>243: 配偶者特別控除として申告（年末調整）した者のうち、配偶者所得額に対する控除額が異なる場合は、配偶者所得額から正しい配偶者特別控除額を自動変更すること。</p> <p>また、該当者のリストが出力されること。</p>	<p>【当初税額計算・配偶者特別控除へ一括変更】</p> <p>(148) 登録資料データに配偶者控除が指定され、控除対象配偶者の合計所得金額が200,000円～700,000円の場合は、一括して配偶者特別控除に変更できること。</p> <p>※配偶者特別控除に変更した対象者リストを作成し、一覧印刷できること。</p>				<p>【2.2.2 扶養・控除対象配偶者否認】</p> <p>配偶者控除から配偶者特別控除への自動切替ができること。</p>	<p>所算金額等の条件により、登録資料の情報から、適用する控除の自動判断機能は、必須の想定です。</p> <p>※以下について確認させていただきます。</p> <p>・なぜその機能が必要か</p> <p>・この機能が書いているのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）</p> <p>・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか</p>	<p>当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。</p> <p>①機能の追加</p> <p>・配偶者控除から同一生計配偶者（控除なし）への自動切り替えができること。</p> <p>②質疑応答</p> <p>0-1-1-1) 本人又は配偶者の実際の所得に応じて、配偶者特別控除の適用可否の自動変更は必要ではないか。</p> <p>⇒控除額の自動計算は税額計算処理で実施されるため、控除額の変更は不要と判断しております。</p>	
2.2.2	配偶者控除から同一生計配偶者（控除なし）への自動切り替えができること。										
2.2.3	扶養・控除対象配偶者否認データ連携		<p>6.2.2 扶養否認登録 (425)</p> <p>■配偶者否認システムからの送信が可能な通知データが作成、出力できること。</p>	<p>【扶養・専従者管理・配偶者否認データ連携】</p> <p>(50) 配偶者否認情報の扶養否認登録データを作成できること。</p> <p>※番号制度への対応もできること。</p>				<p>【2.2.3 扶養・控除対象配偶者否認データ連携】</p> <p>配偶者否認データの連携は具体的な連携仕様も自前であり、全ての団体で電子化協議が指定するCSVに変更でき、連携できること。</p>	<p>国税連携用の否認データ作成は具体的な連携仕様も自前であり、全ての団体で電子化協議が指定するCSVに変更でき、連携できること。</p>	<p>※以下について確認させていただきます。</p> <p>・なぜその機能が必要か</p> <p>・この機能が書いているのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）</p> <p>・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか</p>	<p>当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。</p>
2.2.4	扶養調査の確定	No.3.2	<p>【登録資料決定】</p> <p>244: 昨年度実績より扶養対象候補者を抽出し、各資料の扶養人数及び扶養区分より世帯内の扶養対象者を判定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの専従者情報を一括登録できること。</p>	<p>【扶養・専従者管理・扶養調査データチェック】</p> <p>(56) 扶養・専従者情報の入力数と登録情報の扶養人数が一致しない場合はエラーメッセージが表示されること。</p> <p>※特定または該当者のなかで所得、年齢条件が一致した該当者については、扶養関係が自動でもちも可こと。</p> <p>また、ひも付けの際に、個人番号が利用できること。</p> <p>■手動でもひも付けができること。</p> <p>■扶養関係の紐付けした該当者について、被扶養者ごとに登録をされかつ紐付け理由が分かるよう扶養調査データ（扶養調査付録）</p> <p>■扶養者の課税扶養人数と自動紐付けされた扶養区分との世帯内の被扶養者の人数の一致（扶養OK/NG）、不一致（扶養NG）がわかる扶養判定結果（更新結果）データ</p> <p>■1) 処理の結果が紐づかなかった該当者を抽出しデータとして出力できること（不明）</p> <p>■2) 処理の結果、所得条件が一致しなかった該当者については、抽出、出力できること。【所得超過】</p> <p>■3) 所得超過の結果、年齢条件が一致しなかった該当者については、抽出、出力できること。【年齢】</p> <p>■4) 年齢条件が一致しなかった該当者については、抽出、出力できること。【年齢】</p> <p>■5) 年齢条件が一致しなかった該当者については、抽出、出力できること。【年齢】</p> <p>※扶養調査データは、申告書より課税情報より更新されること。</p> <p>※他の課簿で優先される課税資料のこと。</p>	<p>【扶養・専従者管理】</p> <p>(335) 同一世帯内で配偶者が特定不能の人を配偶者特定一括に変更できること。</p>			<p>【2.2.4 推定特定】</p> <p>前年度実績より扶養対象候補者を抽出し、各資料の扶養人数及び扶養区分より世帯内の扶養対象者を判定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの専従者情報を一括登録できること。</p>	<p>扶養調査の基礎情報として、前年度実績情報を活用することで、各種登録資料との扶養情報の差分を踏まえた調査対象の抽出が可能となるため、効率的な業務の実現には必須の想定です。</p>	<p>※以下について確認させていただきます。</p> <p>・なぜその機能が必要か</p> <p>・この機能が書いているのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）</p> <p>・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか</p>	<p>①機能の修正</p> <p>機能名称を「被扶養者の推定特定」に修正いたします。</p> <p>【専業主について、同一世帯内で自動設定されたもの、前年度実績で自動設定されたもの、調査結果として登録されたもの別が別可能なよう管理できること。】</p>
追加-62	被扶養者について、同一世帯内で自動設定されたもの、前年度実績で自動設定されたもの、調査結果として登録されたものを別可能なよう管理できること。										
2.2.5	特定不能扶養者抽出	No.3.4	<p>【扶養関係調査】</p> <p>312: 個人住民税課税台帳の扶養控除項目（人数）とは別に、誰が誰を扶養しているかといった扶養情報を管理できること。</p> <p>313: 扶養情報は、前年の情報をもとに毎年自動的に引き継ぎできること。</p> <p>314: 扶養情報引継ぎにおいては、前年度課税日より前に死亡した被扶養者情報などを自動的に排除できること。</p>	<p>【扶養・専従者管理】</p> <p>199: 納税義務者の合算結果上における扶養区分(控除対象配偶者を含む)ごとの人数、課税資料(申告書)に記録された被扶養者生年月日、課税額における世帯構成、前年の被扶養関係などから、課税事務対象者における扶養主-被扶養者関係を特定し、登録・管理することができること。</p> <p>扶養主-被扶養者関係の特定において、目視確認が必要となる事例については、対象者とその内容を記載したリストを出力できる。またはオンライン画面で確認できること。</p> <p>201: 住民登録の有無を問わず、被扶養者情報の登録ができること。</p> <p>202: 専業主(前年死亡者を含む)が被扶養者となるような扶養特定がなされたものを抽出し、内容確認のためのリストまたはデータを出力できること。</p>	<p>【2.2.6 扶養者管理】</p> <p>同一世帯内で配偶者が特定不能の人を配偶者特定一括に出力できること。</p>			<p>【2.2.6 扶養者管理】</p> <p>同一世帯内で配偶者が特定不能の人を配偶者特定一括に出力できること。</p>	<p>特定不能の扶養情報を確認する機能は必須の想定です。</p>	<p>※以下について確認させていただきます。</p> <p>・なぜその機能が必要か</p> <p>・この機能が書いているのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）</p> <p>・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか</p>	<p>当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。</p> <p><第3回以降ご意見について></p> <p>(F市ご意見に対して)</p> <p>以下の通り、修正いたします。</p> <p>世帯の内外を問わず、特定不能の被扶養者の扶養者を抽出し、確認ができること。</p>
2.3	扶養外課税機能		<p>【課税期日住民確定】</p> <p>23: 地方税法294条3項（住民登録地は他市町村だが、住居外課税する人）の情報を登録し、住民基本台帳登録簿への294条3項通知が電子公印印字もしくは公印印字(指定で選択可)で作成でき、該当者一覧をデータで出力できること。</p> <p>24: 地方税法294条3項（住民登録地は他市町村だが、住居外課税する人）の情報を追加で登録した後に、追加の登録者のみの住民基本台帳登録簿への294条3項通知が電子公印印字もしくは公印印字(指定で選択可)で作成でき、該当者一覧をデータで吐き出せること。</p>	<p>【294条通知・全般】</p> <p>(30) 住居外課税者で、他市町村に294条通知を送付するものについて、通知書の作成と、送付結果の管理ができること。</p>							
2.3.1	住居外課税管理通知作成	No.3.29	<p>【扶養関係調査】</p> <p>316: 扶養付けする際に被扶養者が294条3項課税者(住居外課税)の場合、それとわかること。また所得関係の出力ができること。また関係した世帯の一覧をデータで吐き出せること。</p> <p>317: 扶養付けする際に被扶養者が294条3項課税者(市外課税)の場合、それとわかること。また追加入力した当該者についてのみ追加で所得関係の出力ができること。また関係した世帯の一覧をデータで吐き出せること。</p>	<p>【課税対象者管理・地方税法第294条3項】</p> <p>(31) 地方税法第294条3項通知発送担当者について、対象者区分別に送付する通知書を一括で作成できること。</p> <p>※発送年月日の指定ができること</p> <p>※発送記録の照査ができること</p>			<p>【2.3.1 住居外課税管理通知作成】</p> <p>住居外課税通知データ(一括)または任意で作成ができること。</p>	<p>地方税法第294条3項にある通り、住居外課税者に対して課税した場合に、当該課税対象者の住民基本台帳登録簿へ当該課税者に通知するための処理は必須の想定です。</p>	<p>※以下について確認させていただきます。</p> <p>・なぜその機能が必要か</p> <p>・この機能が書いているのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）</p> <p>・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか</p>	<p>①機能の追加</p> <p>オプション機能として下記を追加いたします。</p> <p>「住居外通知の通知結果(未通知・通知済)を管理(登録、参照、修正)できること。」</p> <p>「住居外通知を作成した際に、住居外通知の通知結果を自動で更新(通知済として登録)できること。」</p>	

機能名	仕様がたすべき	系統フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点）	検討項目（論点）
追加-63	任意外通知の通知結果（未通知・通知済）を管理（登録、参照、修正）ができること。												<第3回仕様ご意見について> 【F市ご意見に対して】 必須機能に変更します。 【E市ご意見に対して】 必須機能に変更します。 任意外通知が通知済みの対象者について、通知先団体を変更の上、再度任意外通知の作成ができること。
追加-64	任意外通知を作成した際に、任意外通知の通知結果を自動で更新（通知済として登録）ができること。												<第3回仕様ご意見について> 【F市ご意見に対して】 必須機能に変更します。
2.3.2	他自治体課税対象者管理	他自治体からの任意外課税通知に基づき、他自治体課税対象者を管理できること。	6.2.5.2 94条通知情報受取（581-583、585、587、588） ■課税内容の検索、特定ができること。 ■通知内容を登録できること。 ■通知内容を送付された電子の通知の取込み、登録ができること。 ■取込んだ課税者の一覧を出力できること。 ■他自治体の課税情報を登録/管理できること。 ■他自治体課税者のフラグを立てて管理ができ、他自治体課税者であることが画面上確認できること。	294条通知・全般 (28) 課税対象者D日登録者で294条通知を受領したもののについて、受領結果の管理が出来ること。	【課税対象者管理・課税者の住所登録】 (32) 地方税法294条3項により他市で課税された人に、課税システムに登録されている住所地を登録・修正・照会できること。 ※資料等の送付や294条3項対象である場合は294条3項により何市で課税されているかは把握できることが望ましい					【2.3.4 任意外課税管理】 他自治体からの任意外課税通知に基づき、他自治体課税対象者を管理できること。	他団体からの地方税法第294条3項による通知に基づき、他団体での課税対象者を管理する機能は、正確な課税業務を実施するために必須の想定です。	左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①質疑応答 (0-1) 照会画面上で他自治体課税者である旨を確認する機能は、画面の隠蔽となるため、希望の仕様がたすべき検討項目からはずれているという理解が正しいか。 ⇒ご認識の通りです。
H13追加-72	他自治体からの任意外課税通知（APIデータ）を取り込めること。												
2.4. 異年度異動処理													
2.4.1	異年度異動処理	異年度の転勤退職者異動情報を把握し、異年度異動処理が必要な対象者に対し、異年度課税情報の徴収区分へ一括処理で反映できること。 異年度異動処理の結果、異年度課税情報を変更した対象の一覧を出力できること。 前年度異動届出書が提出があったものうち、異年度異動処理で異年度処理できなかった対象の一覧を出力できること。 異年度異動処理の実施前に、処理の対象者を出力できること。	6.2.1. 異動処理（合算書）（279-281） ■任意の前期において徴収区分を変更した者について異年度の徴収区分を一括で変更ができること。 ■異動処理の実施については各年度設定ができること。 ■徴収区分一括異動処理機能について出力できること。	【異動処理・全般】 (55) 普通徴収前年の退職の際は、特例課税のみを算出を行えること。また、普通徴収にて当期課税されること。	【異年度処理・異年度異動】 (137) 前年転勤・退職異動データより新年度の給与特別徴収課税異動情報を作成できること	193 前年度課税に係る特別徴収の転勤、退職一括徴収、普通徴収切替、特別徴収切替の入力情報を基に、一定の条件に合致する場合には、当年の徴収方法を自動的に変更できること。 また、変更を要しないもの、変更を要したもののについて、確認のためのリストまたはデータ出力できること。 112 退職所得に係る源泉分離課税の計算と課税額設定ができること。	【2.4.1. 異年度異動処理】 異年度の任意の月以後の転勤退職者異動情報を把握し、前年度へ自動反映できること。	異年度の転勤退職情報に基づき、前年度に反映（徴収方法変更等）する機能は、前年度の課税業務を正確に実施するための必須の想定です。 ※本機能がない場合は、前年度に該当する異動処理を特定して個別に対応する必要があります。対応漏れのリスクが懸念されます。	左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能の追加 オプションとして下記の機能を追加いたします。 「異年度異動処理の結果、異年度課税情報を変更した対象の一覧を出力できること」 「前年度異動届出書が提出があったものうち、異年度異動処理で異年度処理できなかった対象の一覧を出力できること」 「異年度異動処理の実施前に、処理の対象者を出力できること」 「異年度異動処理の除外対象の設定ができること。」 「同一人に対して、異年度異動処理の期間中に複数回の異動が行われた場合、自動反映の対象から外し、確認リストの出力対象とする。」 「異年度異動処理の対象期間を任意に設定できること。」 「異年度と異年度で取扱いが異なる異動処理の場合の対応が容易にできること。」			
追加-65	異年度異動処理の結果、異年度課税情報を変更した対象の一覧を出力できること。												
追加-66	前年度異動届出書が提出があったものうち、異年度異動処理で異年度処理できなかった対象の一覧を出力できること。												
追加-67	異年度異動処理の実施前に、処理の対象者を出力できること。												
追加-68	異年度異動処理の除外対象の設定ができること。												
追加-69	同一人に対して、異年度異動処理の期間中に複数回の異動が行われた場合、自動反映の対象から外し、確認リストの出力対象とする。												
追加-70	異年度異動処理の対象期間を任意に設定できること。												
追加-71	異年度と異年度で取扱いが異なる異動処理の場合の対応が容易にできること。												
2.4.2	退職者が再就職により再度特別徴収となった場合、翌年分も二重で特別徴収とできること。 退職者が再就職により再度特別徴収となった場合、翌年分も二重で特別徴収とできること。												
追加-72	退職者が再就職により再度特別徴収となった場合、徴収区分の変更ができなかった対象の一覧を出力できること。												
追加-73	退職者が再就職により再度特別徴収となった場合、徴収区分の変更ができなかった対象の一覧を出力できること。												
3. 異動													
3.1. 未申告者・修正申告者管理													
3.1.1	未申告者管理	一方の条件（前年度情報、年齢、被扶養者情報、国民健康保険、未申告フラグ、法定調書（報酬等の支払調書））を設定し、未申告者として管理（登録、参照、修正、削除）ができること。 届出書を送付した事業所のうち、除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること。 届出書を送付した事業所のうち、除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること。	【未申告管理】 309 未申告者の自動抽出にあり対象者抽出条件をカスタマイズ設定できること。 (611、612) ■未申告者/修正申告受付登録（普通徴収者） (61) 事業者からの「給与支払報告書」提出状況を把握できること。 【当初異動処理・給税未提出事業所一覧出力】 (252) 事業所管理情報より抽出されたデータの給税未提出事業所一覧を出力できること。	【給与支払報告書管理・実行年月日】 (235) 給税実行年月日を登録・照会できること ※この情報から給与支払報告書の提出状況を利用している。給与支払報告書を提出していない事業所一覧を印刷できること。未提出事業者を把握できれば他の機能でも可 【給与支払報告書管理・給税未提出事業所の把握】 (248) 給与支払報告書の未提出事業所一括提出報告を行うため、給税表を送付し除籍されていない事業所、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出して一括出力できること ※報告書が出力されることが望ましい	193 課税対象者の中で、一定の条件に基づいて対象者を抽出し、「未申告者」として登録・管理できること。 ※この情報から給与支払報告書の提出状況を利用している。給与支払報告書を提出していない事業所一覧を印刷できること。未提出事業者を把握できれば他の機能でも可 【給与支払報告書管理・給税未提出事業所の把握】 (248) 給与支払報告書の未提出事業所一括提出報告を行うため、給税表を送付し除籍されていない事業所、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出して一括出力できること ※報告書が出力されることが望ましい	193 課税対象者の中で、一定の条件に基づいて対象者を抽出し、「未申告者」として登録・管理できること。 ※この情報から給与支払報告書の提出状況を利用している。給与支払報告書を提出していない事業所一覧を印刷できること。未提出事業者を把握できれば他の機能でも可 【給与支払報告書管理・給税未提出事業所の把握】 (248) 給与支払報告書の未提出事業所一括提出報告を行うため、給税表を送付し除籍されていない事業所、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出して一括出力できること ※報告書が出力されることが望ましい	【3.1.1 未申告者抽出】 一定の条件（前年度情報、年齢、被扶養者情報、国民健康保険、未申告フラグ等）により未申告者を抽出できること。 【3.1.2 届出書抽出】 届出書を送付した事業所のうち、除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること。 【3.1.3 未申告者抽出】 届出書を送付した事業所のうち、除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること。	①機能の修正 二重で特別徴収の修正機能は、APPLICご意見を受けて修正いたします。 「一定の条件（前年度情報、年齢、被扶養者情報、国民健康保険、未申告フラグ、法定調書（報酬等の支払調書））を設定し、未申告者として管理（登録、参照、修正、削除）ができること。」 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	②機能の追加 以下の機能を追加いたします。 「届出書を送付した事業所のうち、除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること」 「届出書を送付した事業所のうち、除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所に対して、給税表を再印刷できること」 ③APPLICご意見に基づく確認事項 ・未申告者の管理は必要と認識しておりますが、APPLICご意見を受けて、未申告者に対する案内を出力する機能のみも運用可能かを検討します。 ・「未申告フラグ」はシステムの詳細な仕様に付随する機能となるため、未申告者に対する案内を出力する機能のみも運用可能かを検討します。 ・「未申告フラグ」はシステムの詳細な仕様に付随する機能となるため、未申告者に対する案内を出力する機能のみも運用可能かを検討します。 【APPLICご意見】 未申告者の管理方法はパッケージにより、いろいろな手法があり、（未申告フラグ）は運用時に持っているシステムも多岐にわたっており、自治体での申告書送付条件も多種多様な状況であり、一定の条件でたすに認識されている中で、また、「未申告者管理」という言葉についても、業務の本質は「申告を促す」ことであると考え、申告の案内や（関係）申告書未申告であること、の仕方の認識を整理いたしました。				
H12追加-1	届出書を送付した事業所のうち、除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること。												
H12追加-2	届出書を送付した事業所のうち、除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること。												
3.1.2	未申告案内通知（報告書）・届出書等作成	届出した未申告者について、未申告案内通知（報告書）・住民税申告書（または、届出書）の作成ができること。 データ一括出力も可能なこと。	6.3.1. 未申告/修正申告受付登録（普通徴収者） (611、621) ■「未申告フラグあり」かつ「未申告通知パスフラグなし」の未申告者について、一括で届出書、申告書印刷用の大規模印刷用ファイルの出力ができること。 (71) ■申告書受付補助用に、あらかじめ定めた表示方法により前年度課税実績（本人障害/高齢/高次/扶養人数/所得額）を申告書画面に印刷できること。 (例) 本人障害・該当なし・特別障害-A 普通障害-B 高齢-C 高齢特-D 高次-E 扶養人数-F 高次-E 扶養人数-F 所得額-G (所得金額の数字) 所得額-H (数字)	【当初異動処理・未申告リストへ一括出力】 (277) 世帯調査情報に登録された、かつ申告書作成区分が「報告書」「未申告」「その他」のデータを未申告リストへ一括出力できること。 (278) 一定の抽出条件に基づき、未申告調査対象者に対する開文書、申告書を作成できること。 (279) 抽出された未申告調査対象者に対し、任意に追加、削除ができること。 (280) 未申告調査対象者の調査結果一覧を出力できること。 (281) 発送用の封筒、タックシール等を作成できること。									
3.1.3	申告情報管理	未申告者から送付されてくる届出書情報、修正申告書等の情報を登録し、基本情報、申告情報の更新・管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	【修正処理】 235 修正申告書及び更正決議書入力時に、所得税の追加課税・少加算税を考慮し、納期前戻算の計算ができること。	248 報告書出力対象者のうち、住民税申告書を発送済とした者は申告案内出力を除外することができること。	【3.1.4 申告情報管理】 未申告者から送付されてくる届出書情報、修正申告書等の情報を登録し、基本情報、申告情報の更新・管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	未申告・修正申告情報に基づき、各種情報と照合し、不正処理等を正確に実施するために必須の想定です。	左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①質疑応答 (0-1) 「届出書」とは何を用いるのか。 ⇒各団体が条例で定まっていることができる異なる様式の個人住民税申告書を用いています。条例の規定により、前年の合計所得と各種控除額の合計額と異なる対象者等に送付されている認識です。					

機能名	仕様がたきき	系統フローとの対応	D市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・機能	検討項目（論点）	検討項目（論点）	
WT2追加-12	LINKと連携して国税連携データ（e-tax、KSKの1～4表及びe-taxの添付資料データ）を取り込み、取り込んだ資料に基づき更正処理が行えること。											
WT2追加-13	更正処理の対象とする期間を任意に指定できること。											
WT2追加-14	同一更正期間内に、複数回の更正処理ができること。											
WT2追加-15	課税情報の前後が記載されている範囲で決裁をとるための機能が実行できること。											
3.6.2.	更正処理に基づき、一括で税額計算（期前（月割）計算含む）ができること。	No.6_4	<p>【更正処理】</p> <p>240. 取寄せ及び過年度修正は、増の異動、減の異動、変更しないずれの処理もできること。</p> <p>241. 課税情報現在台帳に登録がない場合、新規入力の一目でもわかるようになること。</p> <p>【更正処理】</p> <p>6.2.3 承継人登録 (481、483) ■承継人での税額の受けができること。 ■期分した情報について、取納システムへ連携される。</p> <p>6.3.3 更正（税額変更） (649-651、653、663、705、712、713) ■納税人住民税額の減額又は免除の入力ができ、税額に反映されること。 ■申告情報の入力又は変更に基づき、個人住民税情報が計算されること。 ■所得上の控除額が計算及び画面に表示され、かつ、所得税額が計算及び画面上に表示されること。 ■課税単の修正申告/更正/決定があった場合、本承認課されるべき税額が期前取りであること（すでに到来してはいる期分まで）。 ■任意申告人特別控除の個人住民税適用分について、入力済みを期前取りで自動計算ができること。 ■任意申告人特別控除（ワンストップ特例）対象者フラグが付与された旨について、寄附金控除特別控除額が自動計算され、住民税額に反映されること。 ■課税所得金額の計算ができること。 ■個人住民税課税入力内容により、標準所得控除額/課税額が自動計算されること。あわせて人数も入力できること。 ■課税の請求の場合等、マイナス入力ができること。</p> <p>6.3.4 異動情報受付登録（特別徴収者） (801) ■異動処理する際に、給与額と控除額が併合画面に於いて連携しないこと。</p>	<p>【期前強制修正・全納】</p> <p>(161) 「期前納」・「月割納」は基本的に自動計算とし、必要に応じて強制修正が行える機能があること。</p> <p>【更正処理・全納】</p> <p>(307) 取納システムに登録されたデータは、決裁情報により、取納システムに変更内容が反映されること。 (308) マスター一覧表により、取納システムへ反映した結果を、マスター反映一覧表に出力できること。</p> <p>【課税更正処理・税額・期前納】</p> <p>(184) 取納システムにより年令特例（6月・8月）期前納が課税した納税義務者で、課税更正や徴収変更により税金税額が増減した場合、徴収税額の徴収決定を元に実行できる実行できない期前納を自動的に算出できること。 ※8月の徴収を止めずに対応できることが望ましい ※パッケージではどのような期前となるか可能な限り詳細に記述すること</p> <p>【課税更正処理・更正決定一括処理】</p> <p>(190) 異動更正分一括処理で課税決定処理ができること</p> <p>※税額が変更となる場合は、更正通知書・納付書が印刷されること ※既に納付がある場合は、納付済額を差引した額で納付書を作成すること ※課税特例分は、事業所宛での通知書を印刷すること ※年令特例中止は、更正通知書・納付書を印刷すること ※課税決定処理は月別処理を想定</p>	<p>【課税更正処理・税額・期前納】</p> <p>(185) 納税義務者ごとに普通徴収の期前の納税額が変更でき、取納システムに連携できること ※課税・公費決定による納税額更正を想定 ※取納システムでの実行も可</p> <p>【課税更正処理・税額計算～税額通知（01通知）送付まで】</p> <p>(184) 取納システムにより年令特例（6月・8月）期前納が課税した納税義務者で、課税更正や徴収変更により税金税額が増減した場合、徴収税額の徴収決定を元に実行できる実行できない期前納を自動的に算出できること。 ※8月の徴収を止めずに対応できることが望ましい ※パッケージではどのような期前となるか可能な限り詳細に記述すること</p> <p>【課税更正処理・更正決定一括処理】</p> <p>(190) 異動更正分一括処理で課税決定処理ができること</p> <p>※税額が変更となる場合は、更正通知書・納付書が印刷されること ※既に納付がある場合は、納付済額を差引した額で納付書を作成すること ※課税特例分は、事業所宛での通知書を印刷すること ※年令特例中止は、更正通知書・納付書を印刷すること ※課税決定処理は月別処理を想定</p>	<p>【課税更正処理】</p> <p>(172) 更正に基づいて税額計算を行い、期前・月割の更正ができること。</p> <p>【課税更正処理・税額・期前納】</p> <p>(185) 納税義務者ごとに普通徴収の期前の納税額が変更でき、取納システムに連携できること ※課税・公費決定による納税額更正を想定 ※取納システムでの実行も可</p> <p>【課税更正処理・税額計算～税額通知（01通知）送付まで】</p> <p>(184) 取納システムにより年令特例（6月・8月）期前納が課税した納税義務者で、課税更正や徴収変更により税金税額が増減した場合、徴収税額の徴収決定を元に実行できる実行できない期前納を自動的に算出できること。 ※8月の徴収を止めずに対応できることが望ましい ※パッケージではどのような期前となるか可能な限り詳細に記述すること</p> <p>【課税更正処理・更正決定一括処理】</p> <p>(190) 異動更正分一括処理で課税決定処理ができること</p> <p>※税額が変更となる場合は、更正通知書・納付書が印刷されること ※既に納付がある場合は、納付済額を差引した額で納付書を作成すること ※課税特例分は、事業所宛での通知書を印刷すること ※年令特例中止は、更正通知書・納付書を印刷すること ※課税決定処理は月別処理を想定</p>	<p>更正処理として、課税情報の更新結果に基づき、税額計算機能は必須の想定です。</p> <p>左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・その他具体的に明記すべき業務必須機能はないか</p>	<p>①質疑応答 Q1-1 「税額計算」はこれまでの処理を想定しているのでしょうか（3.6.2は具体的などのような業務があるのでしょうか） A 本要件は同一更正期間内に更正処理が発生したすべての納税義務者に対して課税計算する機能を想定しています。一方、3.6.2は指定した納税義務者の税額計算機能を個別に実施する機能を想定しています。 Q2-1 更正処理結果をチェックするためのリスト等の出力については、今回の仕様要件には含まれないという理解でよいのか。 A 考慮せざるを得ない。課税システムは課税計算結果を、更正処理での確認観点（チェック条件）について、確認させていただきます。 Q3-1 「承継人での税額の受けができること」及び「併分した情報について、取納システムへ連携されること」について、仕様が画面の記載が必要か確認したい。 A 承継人での税額の受けについては、税額計算の処理で必ず、税額目・徴収目計算も連携して実施している。画面では納税人代表者を指定して通知を送付しているが、納税人代表者宛に納付書を送付できるのは、納税人より納税人代表者指定の旨の届出がある場合に限りであり、届出がない限りは税額を併分し承継人に通知することが望ましいと考えられる。仕様要件において、承継人の税額の受け分を想定しておく必要があるのではないかと。 (関連：3.6.9 及び3.6.22) ※承継人が課税決定され、代表者の届け出がない場合の運用については確認させていただきます。</p>				
WT2追加-16	変更がない情報を含め、更正前後の情報を以下の項目を確認可能な形式で出力できること。 <確認項目> ・更正の対象年度 ・更正の対象者 ・更正前後の課税情報 ・更正対象者の特別徴収義務者 ・併用徴収の対象者の場合は徴収方法ごとの課税情報 ・更正の結果に基づき更正を開始する徴収月（期）											
WT2追加-17	承継人が複数決定され、代表者の届け出がない場合は、税額を併分した承継人宛の通知書を作成できること。											
3.6.3.	個別に即時の更正処理、税額計算ができること。	No.4_11	<p>【特例通知書登録】</p> <p>300. 事業所からの問い合わせ後、わいわい即時異動をかけることができること。</p>						<p>【3.6.3 更正処理】</p> <p>個別の課税決定を実施するため（当日申告者により日中に課税証明書の発行が必要な場合への対応等を想定）、個別に更正処理を実施する機能は必須の想定です。</p>	<p>左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・その他具体的に明記すべき業務必須機能はないか</p>	<p>①確認事項 「非課税の場合は申告を受け付け、入力・決定・証明発行を行っているが、期前納に課税となる場合や税額変更となる場合については、課税処理までなれば証明書の発行は不要か。」 ※証明書の即日発行を制限する条件がないか、ある場合は具体的な条件について確認いたします。 ※課税決定は、代表者の届け出があるか（代表者個人を指定する運用が一般的か）、他関係員を含め、ご意見を確認いたします。</p>	
3.6.4.	課税情報の無効ことが判明した者の課税を更新（税額変更）後であっても取り消すことができること。		<p>6.3.3 更正（税額変更） (648) ■課税取消ができること。</p>	<p>【更正入力・全納】</p> <p>(159) 課税情報の無効ことが判明した者の課税を取り消すことができること。 ※課税情報が無効な場合や、同一人の複数課税が明らかになった場合等を想定</p> <p>【当初異動処理・給付合算】</p> <p>(257) 当初合算課税取消により、取消を行ったデータの無効及び修正処理が行われていたデータの無効を出力できること。</p>	<p>【課税更正処理・課税情報取消】</p> <p>(188) 課税情報の取消ができること ※課税情報が無効な場合や、同一人の複数課税が明らかになった場合等を想定</p> <p>【課税更正処理・異動処理の取消】</p> <p>(208) 課税更正に誤りがあった場合、異動処理の取消ができること ※課税更正取消の履歴が保持されること ※更正更正送付済みであっても取消ができること</p>	<p>【3.6.4 更正処理】</p> <p>課税決定後に申請情報や調整結果の取り消しがあった場合への対応のため、課税の取り消し処理は必須の想定です。</p>	<p>左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・その他具体的に明記すべき業務必須機能はないか</p>	<p>当初の仕様がたききの際から、変更をしないとしています。</p>				
3.6.5.	課税情報の無効を有し、履歴保持としたものについては、期定に計上されないこと。（取納対象から除外される）	No.4_10							<p>【3.6.7 更正処理】</p> <p>1) 限りのみの要件化のため、オプションでの要件化が妥当と考えます。 ただし、期前の運用について記載のとおり確認させていただきます。</p>	<p><確認事項> 期前納にしたい内容を実現するために以下の機能が必要と考えますが、機能ごとに課税と必要性を確認させていただきます。 ①課税情報は管理していない（相継人なしで課税し、通知等は発生しない） ②課税情報は課税する機能 ③課税情報の事由を管理する機能 ④課税情報を課税に計上するかどうかを選択する機能 ⑤課税情報の通知の出力がある場合のみ、課税情報を課税に計上する機能</p> <p>※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか）</p>	<p>①確認事項 期前納にしたい内容を実現するために以下の機能が必要と考えますが、機能ごとに課税と必要性を確認させていただきます。 ②課税情報は管理していない（相継人なしで課税し、通知等は発生しない） ③課税情報は課税する機能 ④課税情報の事由を管理する機能 ⑤課税情報を課税に計上するかどうかを選択する機能 ⑥課税情報の通知の出力がある場合のみ、課税情報を課税に計上する機能</p>	
3.6.6.	更新処理前に、異動内容のアラートチェックができること。 <チェック条件> ・基本情報、世帯情報、事業所情報、特別徴収義務者情報等との整合性チェック ・入力済みのマイナステック ・控除額の限度値チェック ・各課税単の特別控除額が課税所得額を超える場合 ・山林所得の特別控除額が所得額を超える場合 ・入力値と計算値が異なる場合のチェック ・収入から所得への換算 ・生命保険料、地震保険料の支払額から控除額への換算 ・所得額、控除額の整合性 ・配偶者控除の所得チェック ・控除対象配偶者の所得のチェック ・配偶者特別控除の所得のチェック ・住宅借入金等特別控除のチェック ・住宅借入金等特別控除額が計算値と入力値で異なる場合 ・配偶者控除のチェック ・更正対象者が被扶養者で所得が38万円を超えた場合 ・配偶者の所得が変更になった場合（配偶者控除・配偶者特別控除を取っている者の更正処理の要否の確認用） ・配偶者控除・株式等譲渡所得控除がある方の税額が変更となる場合（充当の再計算を行うかどうかの確認用） ・年金からの特別徴収対象者の場合、年金からの特別徴収の対象となる所得に年金に係る雑所得以外の所得（収入）が含まれている場合 ・障害者扶養の人数が、扶養の人数を上回っている場合 ・男性なのに専業主婦控除の入力がある場合など、配偶者の性別または性別等による控除に関する論理的なエラーのチェック ・所得税における公益社団法人等寄付金控除（税額控除）、認定NPO法人寄付金（税額控除）、寄付金（所得控除）の入力があるが、住民税に関する事項の寄付金税額控除に関する入力がない場合 ・全ての所得・収入に金額の入力がない場合		<p>【更正処理】</p> <p>354. エラー修正画面では、イメージを確認したエラー修正ができること。（原票を出さずに確認ができること。）</p> <p>249. 当初課税時、配偶者控除、株式等譲渡所得控除の入力値がないように、配偶・株式の所得が生じている場合、エラーリストを出力できること</p> <p>350. 配偶者控除、株式等譲渡所得控除の入力値がないように、配偶・株式の所得が生じている場合等、エラーメッセージを出力できるように、課税エラーメッセージを表示すること。</p>	<p>【合算後修正・更正チェックリスト】</p> <p>(184) 更正入力決定、更正内容を確認する機能を印刷できること</p> <p>【課税更正処理・課税更正時の期前納】</p> <p>(199) 課税更正により年令税額が課税になった場合、課税計算の異動処理でも各期前の期前納が課税にならないこと。期前納になる場合はオンラインで期前納の修正ができること。 ※課税更正の期前納修正を行うシステムである場合は、修正ミスをチェックするために課税更正で期前納が増減している旨のメッセージを出力したリストが出力すること。 ※保守の範囲内であれば、EIC等の対応も可</p>	<p>【3.6.8 更正（エラーチェック）】</p> <p>以下でチェックするエラーメッセージが確認できること。</p> <p>【課税更正処理・課税更正時の期前納】</p> <p>(199) 課税更正により年令税額が課税になった場合、課税計算の異動処理でも各期前の期前納が課税にならないこと。期前納になる場合はオンラインで期前納の修正ができること。 ※課税更正の期前納修正を行うシステムである場合は、修正ミスをチェックするために課税更正で期前納が増減している旨のメッセージを出力したリストが出力すること。 ※保守の範囲内であれば、EIC等の対応も可</p>	<p>更正処理前（税額決定前）に異動内容の更新処理前に、異動内容のエラーチェックができること。</p> <p>業務上必須となるアラート条件について確認させていただきます。</p>	<p>更正処理前（税額決定前）に異動内容の更新処理前に、異動内容のエラーチェックができること。</p> <p>業務上必須となるアラート条件について確認させていただきます。</p>	<p><確認事項> 更正処理前の異動内容チェックについて、業務上必須となるチェック観点を確認させていただきます。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか）</p>	<p>①機能の修正 以下のチェック条件を追加します。 ・基本情報、世帯情報、事業所情報、特別徴収義務者情報等との整合性チェック ・入力済みのマイナステック ・控除額の限度値チェック ・各課税単の特別控除額が課税所得額を超える場合 ・山林所得の特別控除額が所得額を超える場合 ・入力値と計算値が異なる場合のチェック ・収入から所得への換算 ・生命保険料、地震保険料の支払額から控除額への換算 ・所得額、控除額の整合性 ・配偶者控除の所得チェック ・控除対象配偶者の所得のチェック ・配偶者特別控除の所得のチェック ・住宅借入金等特別控除のチェック ・住宅借入金等特別控除額が計算値と入力値で異なる場合 ・配偶者控除のチェック ・更正対象者が被扶養者で所得が38万円を超えた場合 ・配偶者の所得が変更になった場合（配偶者控除・配偶者特別控除を取っている者の更正処理の要否の確認用） ・配偶者控除・株式等譲渡所得控除がある方の税額が変更となる場合（充当の再計算を行うかどうかの確認用） ・年金からの特別徴収対象者の場合、年金からの特別徴収の対象となる所得に年金に係る雑所得以外の所得（収入）が含まれている場合 ・障害者扶養の人数が、扶養の人数を上回っている場合 ・男性なのに専業主婦控除の入力がある場合など、配偶者の性別または性別等による控除に関する論理的なエラーのチェック</p>			
3.6.7.	異動分のデータの整合チェックができること。								<p>【3.6.10 更正（エラーチェック）】</p> <p>異動分のデータの整合チェックができること。</p>	<p>1) 限りのみの要件化ですが、異動処理の履歴、データ整合性に問題のある対象者を抽出するため、異動機能は必須の想定です。</p>	<p>左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか）</p>	<p>①確認事項 上記のチェックが異動処理前に確認可能であれば、本機能は不要かを確認いたします。</p>

機能名称	仕様がたされたとき	系統フローとの対応	D市	E市	F市	G市	H市	I市	J市	要件の考案方・機能	検討項目（論点）	検討項目（論点）
3.6.14. 更正（併用徴収）	普通徴収もしくは特別徴収者、併用徴収者として設定できること。各税額を任意に設定することができること。 併用徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用できること。 ＜優先順位＞ ①給与特別徴収 ②年金特別徴収 ③普通徴収 普通徴収を行っている者に対して特別徴収を通知し、併用徴収とする場合には、特別徴収及び普通徴収の期前（月別）計算ができること。		6.3.3 更正（税額変更）（657） ■申告書の二表で併用希望の場合、該当者を選択した際に、ユーザーが併用希望であることに気付くことができること。	【更正入力・全般】 （156）普通もしくは特例者を、併用者として設定できること。					【3.6.20 更正（徴収方法と期前）】 納税義務者の併用徴収希望により、徴収方法を変更した場合は対応が必要となること。各税額を任意に設定することができること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか）	①確認事項 各徴収方法で徴収する所得（収入）及び控除は明瞭であるため、「各税額を任意に設定する」機能は不要とし、自動で税額計算ができれば、各税額を任意に設定する機能は不要と確認いたします。	
3.6.10.		No.4_11							【3.6.22 更正（徴収方法と期前）】 1団体のみ要件化ですが、併用徴収の場合は普通徴収と特別徴収でそれぞれ、期前（月別）期前を計算する機能は、期前の管理や通知書の出力のため必須の想定です（他団体においては、その他の更正に係る徴収方法の変更、期前額の表裏に内包されており、期前されていないものと理解しています）。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか）	①質疑回答 ①-1 併用徴収者の場合、当市では控除について給与特別徴収一年金特別徴収-普通徴収の優先順位で適用していますが、その点は明瞭と見ていいでしょうか。 ⇒併用徴収の場合の控除の優先順位は規定していないため、定義が必要と考えます。「給与特別徴収一年金特別徴収-普通徴収」の優先順位として問題ないか、異なる優先順位としている場合は具体的な内容について確認いたします。 ①-2 1団体のみの要件化で、かつ他団体では他の要件に包含されているという理解であるならば、本要件を添えて要件化する必要はあるのか。3.6.1.や3.6.2.に本要件は含まれないのか。併用徴収を添えて要件として明記する必要があるか。その整理であるならば、併用者に関する仕様をまとめて、3.6.10.~3.6.21.の記載欄を改めたほうが良いのではないかと考えます。併用徴収への変更の機能として記載しております。 ※併用徴収の要件として明記させていただきます。 機能名称：更正（徴収方法と期前） 機能番号：3.6.11.、3.6.12.、3.6.13.、3.6.17. 機能名称：更正（課税と期前） 機能番号：3.6.18.、3.6.19.、3.6.20.、3.6.21. 機能名称：更正（併用徴収） 機能番号：3.6.14.、3.6.15.、3.6.16.	
3.6.15.	併用徴収者、普通徴収もしくは特別徴収のみの課税に変更することができること。			【更正入力・全般】 （157）併用者も、普通もしくは特例のみの課税に変更することができること。					【3.6.29 更正（徴収方法と期前）】 併用徴収者、普通もしくは特例のみの課税に変更することができること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか）	①質疑回答 ①-1 本要件を記載しているのは、併用者だけを添えて要件として明記しているという整理か。 ⇒ご認識の通りです。	
3.6.16.	併用徴収から普通徴収のみに変更した場合、普通徴収期前計算の適用開始期から特別徴収課税額の期前（月別）計算ができること。								【3.6.30 更正（徴収方法と期前）】 併用であれば、普通徴収期前計算の適用開始期から特別徴収課税額を通知した期前額額に変更できること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか）	①質疑回答 ①-1 仕様書に明記されている状況がよくわかりませんです。併用者の特例を想定しているということでしょうか。 ⇒併用徴収者が普通徴収のみとなった場合を想定しております。意図が伝わるよう、表現を修正いたします。	
3.6.22. 更正（例月）	今月次処理の対象となっている者のうち、死亡者の一括を作成することができること。死亡者には相続人代表者（納税承継人）の設定有無を管理できること。		6.2.3. 承継人登録（455-463, 465, 466, 474, 475） ■死亡した該当者の抽出ができること。 ■抽出条件が設定できること。（対象者） ■抽出条件が設定できること。（住居異動日） ■抽出条件が設定できること。（課税有無） ■抽出条件が設定できること。（年次納税の有無） ■抽出条件が設定できること。（年金特例該当の有無） ■抽出条件が設定できること。（抽出期間等） ■相続人代表者の登録ができること。 ■課税の発生に相続人情報が反映されること。 ■相続人が見つかるまで、戻置中のフラグが付与できること。 ■死亡したフラグ情報について、管外連携等実行されないよう、収納管理システムへ連携されること。	【当初異動処理・死亡者確認リスト出力】 （268）世帯課税業務情報に登録され、かつ1月1日以前に死亡しているデータを、死亡者確認リストに出力できること。 【更正処理・全般】 （314）今月次処理の対象となっている者のうち、死亡者の一括を作成することができること。	【課税更正管理・死亡者リスト】 （194）納税通知書送付済該当者のうち、死亡者リスト抽出ができること。 ※当初及び月別課税更正の両方で必要 ※死亡者一覧で納税通知書を送付できないため、相続人代表者に一括先を決定する作業に活用 ※EUCでの該当データ出力でも可				【3.6.37 更正（例月）】 今月次処理の対象となっている者のうち、死亡者の一括を作成することができること。死亡者には相続人代表者（納税承継人）の設定有無を管理できること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか）	①質疑回答 ①-1 仕様書に明記されている状況がよくわかりませんです。併用者の特例を想定しているということでしょうか。 ⇒例月異動の時点での死亡者を把握し、そのうち相続人が未定の対象を抽出するための機能として想定しております。 ①-2 「月次処理」とは、納税通知書送付済の有無を言うのか。納税通知書の送付（作成）処理のことを言うのであれば、当市では納税通知書送付済（月別）一括抽出済み、期前には月次（例月）処理ではない。 上記の理解であれば、「納税通知書の送付済」と明記したほうが良いと考えます。言うのであれば、処理内容を明確にしたほうが良いと考えます。 ⇒更正処理、更正処理に伴う税額計算処理を月次で実施する想定で記載しております。 機能の目的としては、更正処理での通知対象者のうち、相続人未定等の死亡者を把握するための機能を想定しております。 死亡者に対しては通知書を送付し、返戻で把握する運用も見られるため、一時的な効率的な運用を規定できるから整理したいと考えます。	
3.6.23. 更正時の参考データ照会	前年度との比較が容易にできること。								【3.6.39 更正時の参考データ照会】 前年度との比較が容易にできること（過去複数年度を一つの画面内で表示させる等）。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか）	①機能の修正 必須の機能とします。	
3.6.24.	収納情報との比較が容易にできること。								【3.6.40 更正時の参考データ照会】 収納状況を参照し、期前額等の処理結果を参照する場合など有用な機能であるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか）	①機能の修正 必須の機能とします。	
3.6.25. 生活保護	1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者について、当初課税では、自動的に非課税とすることができること。 【1期更正を含め】当初課税後は、個別の入力により非課税とすることができること。 【課税資料決定】 237. 生活保護対象者について、自動的に非課税状態へ更新ができること。 【非課税判定】 42. 生活保護法の規定により専任大臣が定める世帯の基準における地域の最低区分ごとに非課税判定できること。		【給付申請情報取集】 38. 納税通知書送付済前までの生活保護の適用者について、生活保護の適用が管理でき、内容の修正、納税通知書の再発行ができること。 【課税資料決定】 237. 生活保護対象者について、自動的に非課税状態へ更新ができること。 【非課税判定】 42. 生活保護法の規定により専任大臣が定める世帯の基準における地域の最低区分ごとに非課税判定できること。	6.1.1. 個人/事業者基本情報作成（16） ■生活保護フラグが付与された該当者については課税計算時に非課税者に判定されること。					【3.6.41 生活保護】 1月1日現在の生活保護対象者を非課税とすることは必須の想定です。 自動判定することで、正確な課税業務を遂行することができると考えます。必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか） ・その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	当初の仕様書に明記したとおり、更新ししたいです。 ＜APPL1000IT-得意先を踏まえ生活保護適用＞ 自動的な課税処理の対応を当初課税のみとする点で、問題がないかと確認いたします。 （APPL1000IT修正要項） ・1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者について、当初課税には、自動的に非課税とすることができること。 また、（1期更正を含め）当初課税後は、個別の入力により非課税とすることができること。 （APPL1000IT修正要項） 1/1時点での生活保護に該当するよう情報を税システム上で入力したければ、当初課税の一環の処理の中で、自動的に非課税となる機能は、各パッケージシステムで実装されているもの、当初課税後（1期更正含む）については、各パッケージとも、個別に非課税の入力を行っているため、想定となっていることから、「当初課税時」という文言を挿入することが適切と判断した。	
3.6.26.	1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けており、非課税とする対象者について、個別に追加・取消ができること。								【3.6.42 生活保護】 1団体のみ要件化ですが、個別に生活保護情報の更新をするために必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか）	①機能の修正 二重下線部の通り修正します。 【修正】生活保護。生活保護法の規定による生活扶助を受けており、生活保護とする対象者について、個別に追加・取消ができること。」	
3.6.27.	個別に生活扶助による非課税対象者の追加・取消を行ったものについて、非課税に変更、非課税の取消ができること。		【課税資料決定】 238. 年度途中の生活扶助（非対象→対象→非対象）の対応ができること。また、対象者である旨のフラグ及び期間が入力できること。						【3.6.43 生活保護】 個別に対応した生活保護情報の更新の結果を反映するために必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないが確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか）	①機能の修正 二重下線部の通り修正します。 【修正】生活保護。生活保護法の規定による生活扶助を受けており、生活保護とする対象者について、個別に追加・取消を行ったものについて、非課税に変更、非課税の取消ができること。」	
3.7. その他（課税更正）	過去10年分の更正（税額含む）ができること。 過年度の課税情報検索を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と課税年度を管理すること）。		【更正処理】 338. 過去7年間の課税計算がシステムでできること。	【更正処理・全般】 （140）過去5年間の課税計算に対応できること。 【更正処理・過年度更正】 （316）過年度課税額が出た場合、納期額を任意に設定できること。	【年金特例徴収課税情報管理・年金特例徴収課税情報表示】 （290）課税年度ごとに修正・照会ができること				【3.7.1 過年度更正】 過去10年分の更正（税額含む）ができること。 過年度の課税情報検索を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と課税年度を管理すること）。	過年度の更正は、通常発生する業務であるため、必須の想定です。 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか） ・なぜ更正の対象を絞っていますが、自明な内容であるため記載は不要と判断しています。 ※納税一貫でも詳細を確認します。	①確認事項 更正処理年を改めて7年、確認は課税年度10年よりか確認いたします。	
3.7.1. 過年度更正			6.1.3. 申告書実行済（64） ■前年以前の課税状況を10年分確認ができること。 6.3.4. 異動情報受付登録（特別徴収者）（798） ■課税年度の入力ができること。（開始期の課税年度が選択できること） 6.7.3. 個人/事業者課税情報参照（964） ■課税年度が表示され、課税年度を変更して、過年度の課税情報も参照できること。 6.7.3. 個人/事業者課税情報参照（1007） ■課税年度が表示され、課税年度を変更して、過年度の課税情報も参照できること。	【更正処理・全般】 （140）過去5年間の課税計算に対応できること。 【更正処理・過年度更正】 （316）過年度課税額が出た場合、納期額を任意に設定できること。	【年金特例徴収課税情報管理・年金特例徴収課税情報表示】 （290）課税年度ごとに修正・照会ができること				【3.7.1 過年度更正】 過去10年分の更正（税額含む）ができること。 過年度の課税情報検索を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と課税年度を管理すること）。	過年度の更正は、通常発生する業務であるため、必須の想定です。 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賅われているのか） ・なぜ更正の対象を絞っていますが、自明な内容であるため記載は不要と判断しています。 ※納税一貫でも詳細を確認します。	①確認事項 更正処理年を改めて7年、確認は課税年度10年よりか確認いたします。	

機能名称	仕様がたき台	業務フローとの対応	D市	C市	D市	E市	F市	要件の考え方・機能	検討項目（論点）	検討項目（論点）						
WT2追加-21 WT2追加-22 WT2追加-23 WT2追加-24	特別徴収義務者指定通知書を出力できること。 税額等の変更がない更正処理による特別徴収額決定通知書（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。 ※住所情報の送付希望に応じて、通知書等の発行ができること。 ※給与振替者の特別徴収額決定通知書（納税義務者用）は更正処理に基づく一括発行の対象外となること。							220: 雇員の出力結果確認のため、以下の特例実施事業所を抽出して、必要情報をデータ出力できること。 ・納税特別担当事業所 ・納入書不出力事業所 ・(配当別課税額などの)特例への充当額がある事業所 221: 大規模事業所において、受給者番号の1~10桁目に所属情報を記載し、11桁目以降に従業員番号を記載することにより所属、従業員数の両方の並び順を実現している。 222: 特別徴収通知書、特別納入書、税額決定通知書(納税義務者用)の3点を連続しての出力にグループ化して出力できること。 また、当該グループは納入書の有無や納税特別事業所の就業等により通知書送付人数によって重要部分を決定できる仕組みとし、かつ毎年度ごとにその人数範囲は変更できること。 223: 特例関係構築に対し、手作業による補記や目録確認が必要となる事例についての内容を記載した一覧表を作成したデータが出力できること。 (例) 補充住所や名称の一部欠落(いわゆる戻切れ)や個人の住所・氏名がデータ不備により印字されないなどを想定。 224: 雇員の出力結果確認のため、以下の特例実施事業所を抽出して、必要情報をデータ出力できること。 ・納税特別担当事業所 ・納入書不出力事業所 ・(配当別課税額などの)特例への充当額がある事業所 225: 任意に指定した事業所あるいは納税義務者について、オンライン出力により、特例関係構築を出力する出力内容(任意の決定情報)に基づくものを想定。特例関係構築通知については、当初課税後は直近の決定による異動者のみが印字される想定。 226: 任意には異動期における機能であるが、当初通知において現情報(事業所住所・名称、個人住所・氏名)に既述があつた場合や特例関係構築用の確認を想定してこの時期に必要なものとした。) 227: 当初処理によって作成された結果がデータ不備による不具合があつた場合、データの修正入力を行った後に新たなデータで当初特例関係構築を作成することができること。 (注) 同一事業所に対し誤って複数の指定番号で課税してしまい、1事業所に対し複数の通知書を作成してしまつた事例を想定。当初通知として特例対象者を1指定番号に集約し、当初通知を作り直すことを要求するもの。 228: 任意に指定した事業所について、当初処理により作成した特例関係構築と全く同内容の結果を、後日再出力することができること。 (注) 当初課税したにも関わらず、後日、事業所から通知が届いていないと書かれるケースが毎年度々ある。オンラインによる再出力で対応可能とする時は、個人の住所・氏名が既述一部作成済に変更している場合であっても一括作成当時の情報を印字することを要件とする。 229: 給与特別徴収に係る当初課税一覧式を作成できること。 230: 当初課税において、減免入力対象者情報を抽出し、データ出力することができること。 (注) 当初課税において、減免前金額・減免後金額を算出す								
4.1.2	特別徴収納入書発行	No. 3.10	6.2.4. 当初通知書交付 (519、542、544) ■本当初期の特別納入書印刷用の大量機異期用ファイルが出力できること ■給与振替納入書が印刷できること ■特別納入書については、コンビニ納付、ペイジー、電子納付に対応可能こと。 6.3.5. 更正通知書交付 (811) ■本指定した期限内に税額変更や徴収方法変更等が発生した場合を、交付対象者として抽出し、特別納入書印刷用の大量機異期用ファイルが出力できること。 6.7.3. 個人/事業所課税情報参照 (1018) ■納入書が印刷できること。				【特例台帳管理・特別納入書出力】 (222) 特別徴収納入書の印刷ができること ※出力したい月、発行年月日を指定できること	216: 各納税義務者のうち、給与特別徴収対象者を事業所単位で設計し、月別の徴収人数と徴収額を算出して結果を一括登録すること。 登録した内容はオンライン画面で確認することができること。 217: 特別徴収実施事業所について、当初通知における課税対象者を含めた特例通知人数を確認できること。 また、この通知人数をオンライン画面で確認することができること。 (注) 各月の徴収人数ではなく、個人で通知したかを対象者一覧画面で見ることなく確認できること。 ※課税対象者などの徴収科目の欄についても、税額決定通知を送付している前提 218: 特別徴収実施事業所に通知した全ての者についての特例個人番号、対象者氏名、月別徴収額をオンライン画面上一覧表示することができること。 219: オンライン画面で表示する特例実施事業所通知対象者一覧は、条件選(受給者番号、カナ氏名、特例個人番号欄)に並び替えができること。 220: 任意に指定した事業所(新たに現名番号を構築して新規作成した事業所を含む)について、任意の月・当期を指定した特別納入書をオンラインで出力することができること。 (注) 決額の定期処理による納入書発送では納入期間を越えてしまう場合、その月だけの納入書を発行して発送する事例を想定。	【4.1.4. 特別納入書発行】 特別徴収義務者に対して、納入書を送付する機能は必須の想定です。 ※以下について確認してください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 二重下線部の通り修正します。 「任意で事業所を指定し、総務省指定様式の特別徴収納入書(紙、データ)を一括または個別に発行できること。」 ②機能の追加 「税額変更があつた場合は、納入状況と連動した差額の納入書が発行できること。」 ③オプション機能の追加 「税額の有無を任意で設定し、納入書の一括または個別の発行ができること。」						
WT2追加-25										<第3回以降ご意見について> (F市ご意見に対して) 「納入書の有無を任意で設定し、納入書の一括または個別の発行ができること。」						
WT2追加-26										<第3回以降ご意見について> (F市ご意見に対して) 「表紙を以下の通り修正します。税額の位置の有無を任意で設定し、納入書の一括または個別の発行ができること。」						
4.1.3	納付書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。	No. 3.10					【当初課税処理・全額】 (223) 納付書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。	【4.1.5. 特例納入書発行】 納入書を不要とする事業所に対しては、設定により出力しないようにできること。	納入書を不要とする事業所に対して、発行しない機能はコストの観点から必須の想定です。	当初の仕様書に記された記載から、変更無しといたします。 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賄われているのか)						
4.1.4	前年度の納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。						【当初課税処理・全額】 (224) 前年度の納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。	【4.1.6. 特例納入書発行】 前年度の納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。	納入書の有無は、事業所の届け出により判断となるため、事業所からの変更依頼がなければ原則は前年度のままとする想定です。	当初の仕様書に記された台の記載から、変更無しといたします。 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賄われているのか)						
4.1.5	光ディスク等の磁気媒体による給与支払報告書の提出があつた事業者に対して、磁気媒体用の特別徴収額決定通知データを一括または個別に作成できること。	No. 3.10	【特例通知書発送】 265: 総務省指定様式での特別徴収通知データ(FD、OX)の作成ができること。	6.2.4. 当初通知書交付 (527) ■光ディスク書き込み用の、税額通知書(特例義務者用)データが出力できること。	【当初課税処理・全額】 (122) 特例の事業所に対しては、磁気媒体による税額通知の通知ができること。	【当初特例通知書等作成・磁気媒体提出事業所用税額通知】 (160) 給与情報等を媒体で提出している事業所用の税額通知データの作成ができること。	222: 電子媒体(給与支払報告書)を行った事業所に対し、納付書送付の光ディスク等の媒体に対応した税額決定通知データを作成できること。 224: 電子媒体用の税額決定通知データを電子媒体に格納する作業において、1回のオペレーションによって複数の税額決定通知データを異なる電子媒体に連続して格納することができること。 (例) 印を越える事業所数を管理しているため、「指定番号〇〇番△△会社のデータを格納します。FDを入れて下さい」などのメッセージを表示した後データを媒体に書き込み、完了後は自動的に次の事業所の作業に入るという流れを想定。	【4.1.8. 電子データ通知作成(磁気媒体用)】 磁気媒体用の特別徴収額決定通知データが作成できること。	光ディスク等での給与提出、税額通知が実行されている媒体で、データ作成機能がない場合は、電子データを個別に作成する必要があり、媒体種類によっては現実的な運用ではないと考えます。また、光ディスク等のデータ仕様は共通であり、各年度で媒体種類の変更が頻発し考えられるため、必須の想定です。	①機能の修正 二重下線部の通り修正します。 「光ディスク等の磁気媒体による給与支払報告書の提出があつた事業者に対して、磁気媒体用の特別徴収額決定通知データを一括または個別に作成できること。」						
4.1.6	eLTAX連携用の特別徴収額決定通知・変更通知電子データ(正本・副本)が一括または個別に作成できること。	No. 3.10	【特例通知書発送】 266: LGANを利用した特別徴収額決定通知データを作成できること。 267: LGANを利用した特別徴収額決定通知データのデータ連携ができること。	6.2.4. 当初通知書交付 (529、533、545) ■eLTAX連携用の、税額通知書(特例義務者用)データが出力できること。 ■※については、電子署名あり、なしが選択できること。 ■eLTAXを利用した納付書が対応可能なこと	【当初課税処理・全額】 (122) 特例の事業所に対しては、磁気媒体による税額通知の通知ができること。	【当初特例通知書等作成・eLTAX給提出事業所用税額通知】 (161) eLTAX給与支払報告書提出事業所用の税額決定通知データが作成できること ※総務省連携形式に対応すること	231: eLTAXで給与支払報告を行った事業所に対する税額決定通知データを作成できること。また、そのファイルはeLTAXシステムにデータ連携できる状態であること。 232: 電子媒体またはLTAXで給与支払報告を行った事業所に対し、税額決定通知データを作成する際、住民登録上の外字について予め指定した通称文字文字(JIS第1・第2水準)に置き換えることができること。	【4.1.9. 電子データ通知作成(eLTAX連携用)】 eLTAX連携用の特別徴収額決定通知電子データが作成できること。	eLTAX経由の電子データの作成機能がない場合は、登録情報を確認しながら個別に作成する必要があり、媒体種類によっては現実的な運用ではないと考えます。また、eLTAXとの連携は特長項目であり、各年度で媒体種類の変更が頻発し考えられるため、必須の想定です。	①機能の修正 二重下線部の通り修正します。 「eLTAX連携用の特別徴収額決定通知・変更通知電子データ(正本・副本)が一括または個別に作成できること。」						
4.2	普通徴収納税通知発行															

機能名	仕様がたきき	業務フローとの対応	目的	内容	効果	要件の考え方・機能	検討項目(検討点)	検討項目(論点)	
4.6.1. 発行情報管理	各種通知等の発行履歴(発行履歴、発行有無、発行日)を閲覧できること。 証明書発行においても発行履歴(発行者・発行時刻含む)などの発行情報管理ができること。 (当該年月日に当該証明書の発行の有無を確認する場合に必要、発行する証明書自体にも発行管理番号の出力が必要。)			6.2.1 当初届け(金庫書) (354) ■毎年特徴の通知履歴がすべて表示されること。	[給与支払報告管理] (234)給与支払報告書記録の通知状況(受送)確認できること ※システム画面のどこかで確認できれば可	[4.7.1 発行情報管理] 各種通知等の発行履歴(発行履歴、発行有無、発行日)を管理(参照、登録、修正、削除)できること。 バック処理履歴から即時に確認できれば代替運用として認める。	各種通知等の発行状況の確認が可能なこと ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か ・なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①確認事項 ・問い合わせ時に、画面を見ながら対応するため、発行履歴として、どのような情報を発行したか(検索欄に入れた自由項目や手で修正した項目も含めて)をイメージで確認できる機能が必要か ・確認した項目は、発行履歴に反映されるか ・発行履歴に反映しない場合は、発行履歴に反映しない理由(控入をとする作業は業務負荷が高い等)をイメージ確認が必要な機能項目について確認いたします。 <第3回町後追加> 以下の機能を追加します。 ・証明書の発行履歴として、証明書の出力内容や管理できること。	
4.6.2.				[証明・証明発行記録] (298) 証明発行の履歴を保持し、発行記録を調査できること		[4.7.2 発行情報管理] 4.6証明書発行においても発行履歴(発行者・発行時刻含む)などの発行情報管理ができること。当該年月日に当該証明書の発行の有無を確認する場合に必要、発行する証明書自体にも発行管理番号を出力	住民が保持する証明書が個体が発行した証明書であることを確認するため(問合せ対応等)、証明書の発行履歴管理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か ・なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初仕様書たきき台の記載から、変更無しといたします。
4.6.3. 発行	各種通知の一括発行前に、オンライン上で個別出力した構文や以下の条件により一括発行対象から除外できること。 <一括発行の除外条件> ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した構文 【特別徴収通知】 ・税額等の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)は一括発行の対象外となること。 ・新規非課税者の特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)は更正処理に基づく一括発行の対象外となること。 【普通徴収通知】 ・税額等の変更がない更正処理による納税通知書は一括発行の対象外とできること。 ・新規非課税者の納税通知書は更正処理に基づく一括発行の対象外とできること。			6.2.4 当初通知書交付(499) ■調査内容の入力ができること。	[課税更正管理・即時決定除外] (193) 課税入力より課税決定が終了している更正は、課税決定一括処理から除外し、更正通知書・納付書を印刷しないこと	[4.7.3 発行] 個人に重複した通知を送付する等の事項を避けるために必須の想定です。 ※引き続きによる送付も考えられるが、人員費、機材のコストが無駄になるため、現実的ではないと考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か ・なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①確認事項 ・一括発行対象外とする条件について、下記以外に必要な条件がないか確認いたします。 <共通> ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した構文 <特別徴収通知(4.1.1で追加)> ・税額等の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)は一括発行の対象外となること。 ・新規非課税者の特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)は更正処理に基づく一括発行の対象外となること。 <普通徴収通知(4.2.1で追加)> ・税額等の変更がない更正処理による納税通知書は一括発行の対象外とできること。 ・新規非課税者の納税通知書は更正処理に基づく一括発行の対象外とできること。 <第3回町後ご意見について> [市ご意見に対して] 以下オプションの条件として修正します。 ・特別徴収通知 「納税義務者の特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)は更正処理に基づく一括発行の対象外となること。」 ・普通徴収通知 「納税義務者の納税通知書は更正処理に基づく一括発行の対象外とできること。」	
5.1.1. 返戻者情報管理	返戻者等の返戻者情報(通知書発送日、返戻日、調査状況・結果、決裁日)の管理(登録、修正、削除)ができること。 返戻者情報の一括登録もできること。	No.2.5.10 No.3.14.18.2 No.4.5.21 No.12.1		6.2.4 当初通知書交付(499) ■調査内容の入力ができること。		[5.1.1 返戻者情報管理] 返戻者等の返戻者情報(調査状況・結果、決裁日)の管理(登録、修正、削除)ができること。 返戻者情報の一括登録もできること。 公示送達前の返戻者管理状態では、督促状送達、口座振替の対象者抽出から除くこと。	通知書等を管理に実施するため、通知書の返戻者情報の管理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か ・なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能の追加 ・返戻者情報追加、収録システムに連携できること。 ②質疑回答 [0-1「市ご質問」「決裁日」とは、返戻された通知書の宛先調査の結果、公示送達になった場合の決裁日のことか。]に回答いたします。 [0-2「市ご質問」個人住民税に限らず、他税目と一体となった、あるいは全庁的なシステムの構築が必要ではないかと考える。全体課題の中で検討させていただきます。]に回答いたします。 [0-3「市ご質問」個人住民税に限らず、他税目と一体となった、あるいは全庁的なシステムの構築が必要ではないかと考える。全体課題の中で検討させていただきます。]に回答いたします。 [0-4「市ご質問」個人住民税に限らず、他税目と一体となった、あるいは全庁的なシステムの構築が必要ではないかと考える。全体課題の中で検討させていただきます。]に回答いたします。
5.1.2. 公示送達対象者抽出	公示送達対象者の一覧をリスト等で抽出できること。	No.12.6		6.2.4 当初通知書交付(506) ■公示対象者一覧データが出力できること。		[5.1.3 公示送達対象者抽出] 公示送達対象者の一覧をリスト等で抽出できること。	公示送達業務は必須ですが、返戻情報が管理できていればEIS等で対象者抽出も可能な想定です。本件は、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か ・なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか)	当初仕様書たきき台の記載から、変更無しといたします。
5.1.3. 公示送達処理	課税の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。	No.12.6		6.2.4 当初通知書交付(506、510) ■調査の出力ができること。 ■個人照会画面において公示対象者であることが画面で確認できること。		[5.1.3 公示送達処理] 課税の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。 公示送達の調査経過を管理(登録、修正、削除)できること。 [5.1.5 公示送達文書作成] 公示送達文書を作成できること。	公示送達処理として、公示送達対象者の抽出(EIS対応も想定)ができればよく、公示送達の調査経過の管理は必須ではない想定です。本件は、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か ・なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか)	①機能の修正 以下の機能を必須機能に変更します。 ・調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。 ②オプション機能の追加 ・公示送達処理をした納税義務者を容易に特定できること。 ※対象者が承認した際に、容易に確認できる機能を想定している <想定する機能の例> ・納税義務者の検索結果(一覧画面等)に公示対象であることが表示される ・対象者の基本情報を参照した際に、公示対象であることが表示される ・公示処理の結果、公示送達者(「公示文」O/O他)を印字した印刷及び対象者の一覧)を出力できること。
6.1.1. 扶養情報照会	扶養情報等(戸籍照会等含む)に係る照会対象者を任意の条件(世帯の被扶養者、世帯、ひとり親、扶養情報照会済、扶養情報照会済済)を指定し、抽出できること。	No.9.2		6.2.7 扶養否認登録(407、408、410、412、414、416) ■調査が必要な照会文書ごとに、調査中フラグを付与することができること。 ■調査結果を照会するための事業所の照会文書が出力できること。 ■調査中フラグが付与されている扶養者については、一括で事業所の照会文書が出力されること。 ■調査結果を特定したうえで被扶養者を照会するための個人照会用の照会文書が出力できること。(個人照会)。 ■照会文書が出力されること。 ■照会文書の状況が画面で確認でき、その状況を抽出、出力できること。	[随時・申告課区分更新] (330) 個人課税情報及び扶養、専従者情報を基に、世帯調査情報等の申告課区分を更新すること。 [扶養・専従者・被扶養者所得確認通知] (338) 扶養、専従者情報に存在し、世帯調査情報と存在しないデータを抽出し、被扶養者所得確認を出力できること。	[6.1.1 扶養情報照会] 扶養情報等(戸籍照会等含む)に係る照会対象者を任意の条件(世帯の被扶養者、世帯、ひとり親、世帯調査情報)を指定し、抽出できること。 EISによる代替運用も可とする	扶養情報の照会対象者の抽出は必須の想定です。 EISについては、照会書の作成単位(専従者、被扶養者)や照会書の作成単位について詳細を記載しています。 照会書の作成については、構成要件での検討を実施する予定です。	①APPLICIFのご意見を踏まえた機能の修正 「世帯」を「世帯」に修正します。 ※APPLICIFから、「世帯」がより一般的な用語である旨の指摘があったため。 ②機能の修正 ・扶養情報等(戸籍照会等含む)に係る照会対象者を任意の条件(世帯の被扶養者、世帯、ひとり親、世帯調査情報)を指定し、抽出できること。 ③オプション機能の追加 ・扶養情報照会済済(照会対象者の抽出時に利用する情報)を指定できること。 ・扶養情報照会済済(未実施、実施済み)を管理できること。 <第3回町後ご意見について> [市ご意見に対して] ご認識の通りです。「扶養情報照会済済」は、オプションでの指定項目として修正します。	

機能名	仕務したとき	系統フローとの対応	目的	内容	目的	内容	目的	内容	要件の考え方・機能	検討項目（検討点）	検討項目（論点）
7.1.2 調定表作成	徴収区分ごと及び全徴収区分の調定表（現年度分及び過年度分）を作成できること。	No.3.8 No.4.12	【調定】 395.納税特例に対応した調定表であること。	6.2.4 徴収表出力（当初）（594、599） ●徴収区分ごとに帳票が出力できること。 ●維持した履歴ごと帳票が出力できること。 6.3.6.調定表出力（更正）（842、847） ●徴収区分ごとに帳票が出力できること。 ●維持した履歴ごと帳票が出力できること。	【当初課税処理・全般】 (136) 都道府県民税と市町村民税のシステム上の過年度分が可能なこと。 (137) 都道府県民税と市町村民税のシステム上の過年度と現年度分の管理が可能となること。 (138) 特種課税時・普通課税時に調定表が出力できること。 【当初課税処理・調定表の出力（帳票）】 (301) 調定表の出力を行えること。 【当初課税処理】 (302) 調定表及び調定内訳には、納税義務者数、都道府県民税・市町村民税、均等割・所得割等の区分があること。 【当初課税処理・調定表の出力（更新）】 (303) 調定表の出力（帳票）で作成された個人調定及び調定集計ファイルを更新できること。次回処理時の取戻し取得する。 【当初統計処理・分離課税所得当初調定実績リスト出力】 (305) 個人課税情報より指定課税年度のデータを抽出し、分離課税所得当初調定実績リストを出力できること。 (306) 個人課税情報より分離課税所得、上場株式等所得及び先物取引に係る所得等の4月現在のデータを抽出し、当初調定実績リストを出力できること。 【更正処理・全般】 (313) 調定表及び異動書ごとの調定内訳には、納税者数、世帯別数、市町村民税、普通課税・特種課税（現年度分および過年度分）・過年度及び、均等割・所得割等の区分があること。	【1.3 調定表作成】 徴収区分ごと及び全徴収区分の調定表（現年度分及び過年度分）を作成できること。	調定表の出力機能であり、月次での集計は必須の想定です。 0:既調定表の集計単位、表示仕様に 1:以下について確認してください。 2:その他具体的に明記すべき業務必須機能はないか ※帳票一式でも詳細を確認します。	1:機能追加 ・行区分別の調定表（現年度分及び過年度分）を作成できること。 <第3回訂正ご意見について> 1:前ご意見に対して、「徴収区分毎の帳票に必須」として、機能を追加しました。			
7.1.3	納月別集計については、各項目ごとに前回からの増減も表示できること		【異動調定】 396.任意の基準日時点の調定表で、前回調定額との差額が確認できる集計表が各徴収区分ごと、各年度ごとにシステムで自動生成できること。 397.任意の基準日時点の異動報告資料で、前回集計額との差額が確認できる集計表がシステムで自動作成できること。	6.2.6.調定表出力（当初）（602） ●異動した任意の履歴間の差分を表示でき、帳票が出力できること。 6.3.6.調定表出力（更正）（851） ●異動した任意の履歴間の差分を表示でき、帳票が出力できること。		【1.4 調定表作成】 納月別集計については、各項目ごとに前回からの増減も表示できること	詳細な出力項目については、帳票要件で確認する予定です。	※帳票一式でも詳細を確認します。	3:異動報告（1:1・1:1）各項目という用語が何を意味しているか、明示は必要ではないか。 →ご認識の通りですが、項目目録の詳細については帳票訂正で確認いたします。		
7.1.4 調定額報告書	都道府県が指定する様式で調定額報告書、調定額変更報告書等の作成に必要な情報を一括で出力できること。	No.10.6		【総括・全般】 (185) 月次の調査資料等、異報告用資料をサポートしていること。		【1.5 調定額報告書】 東京都指定様式の調定額報告書、調定額変更報告書一括で出力できること。 （東京都ツール）に必要な情報を全て住民税システムから電子データ（CSV等）で出力可能とする。	都道府県民税の報告書、都道府県への報告書は必須の想定です。 ただし、機能を要求している団体や自治体のみであるため、右記について確認させていただきます。 ※別途実施している「【調査費】都道府県別課税資料の標準化検討」の調査結果も踏まえ、要件を検討します。	※確認事項 都道府県への報告資料の作成について、実行運用について確認の上、機能の必要性を検討いたします。 ※別途実施している「【調査費】都道府県別課税資料の標準化検討」の調査結果も踏まえ、要件を検討します。	※都道府県主体の調査については、本事業での様式等の検討が困難であることから、検討対象とするかも含め方針検討です。 機能訂正期間で方針決定できない場合は、帳票訂正後結果をご報告する予定です。		
7.2 各種統計資料作成	各種統計資料（課税状況調、住宅借入金等特別控除額集計表、住宅借入金等特別控除額異動書一覧（特別徴収・普通徴収）、徴収取扱い入金算定資料）の作成（データ、帳）ができること。		【交付税資料】 407.交付税関係資料と分離課税所得の調定一覧が作成できること。 短期、短期集計、長期一括、長期集計、長期集計、特殊課税、未公開課税等の区分で作成でき、前合計も出力できること。また、当初一括課税計算でも集計ができること。	【課税状況調・全般】 (193) 課税情報を基に、各種集計・集計処理ができること。 (196) 課税状況調は、集計表の課税状況表に集計額等の追加が可能となること。 (197) 課税状況調の集計処理は、各種集合チェックを渡す調整が行えること。 (198) 集計から提示される電子調書に連携できる機能があること。 【課税状況調・課税状況調集計修正】 (199) 集計調整前の内訳表示と集計調整後の干渉調整も可能となること。 (200) 課税状況調の集計結果は、番号等を指定することにより、画面上で検索できること。 (201) 課税状況調の集計結果、市、町別に集計されている個人を特定する機能があること。 【課税状況調・課税状況調メタ作成】 (326) 個人課税情報を抽出し、レシート交換した後、課税状況スタック情報を作成できること。 【課税状況調・課税状況調メタチェック】 (327) 課税状況調メタ情報のデータに対し、論理チェックを行い、エラーリストを出力できること。 【課税状況調・集計処理】 (328) 課税状況調メタ情報より指定課税年度のデータを抽出し、所得割ごと（市町村民税、均等割・所得割）及び課税状況（集計）情報を更新できること。 【課税状況調・電子課税表連携ファイル作成】 (329) 電子課税表（総務省提供）への連携ファイルを作成できること。	【統計関係・調定集計表】 (300) 調定集計表の作成ができること。 ※後課税情報、月ごとで集計表と作成できること 【統計関係・課税状況調へ対応】 (300) 総務省が毎年行なう、課税状況調への作成ができること 【統計関係・異動報告書（その1・その2・その3）】 (310) 6月、3月、3月に都道府県へ提出する異動報告書を作成するための統計資料が作成できること。 【統計関係・収入見込】 (311) 6月3日作成し、財政課へ報告、収入見込を作成するための以下の集計情報が参照できること。 1:課税状況調へ課税と所得等の集計（この数字は年1回、5月までに集計できること） 2:各年度別において、均等割・所得割及び市税、市税・徴収区分（給与所得（退職金を含む）、普通・年金特等（累計が参照できること）） 3:徴収区分の合計変更額（普通・給付・変更額の合計が参照できること） 4:徴収区分の集計変更額（均等割・所得割の区分は不要、市税のみ集計可）	【1.2.1 各種統計資料作成】 各種統計資料（課税状況調、住宅借入金等特別控除額集計表、住宅借入金等特別控除額異動書一覧（特別徴収・普通徴収）、徴収取扱い入金算定資料）の作成（データ、帳）ができること。	課税状況調、交付税算定資料の作成は必須の想定です。帳票一式でも確認します。 ※別途実施している「【調査費】都道府県別課税資料の標準化検討」の調査結果も踏まえ、要件を検討します。	1:オプション機能の追加 2:年度予算編成用の資料の作成に必要な情報として、翌年度の課税状況レポート帳票を出力できること。 【運用状況】 2:他部門の依頼に応じて、年度予算編成にかかる統計作業を実施している。2:他部門の依頼に応じて、年度予算編成にかかる統計作業を実施している。2:他部門の依頼に応じて、年度予算編成にかかる統計作業を実施している。2:他部門の依頼に応じて、年度予算編成にかかる統計作業を実施している。			
7.2.1 各種統計資料作成	各種統計資料（課税状況調、住宅借入金等特別控除額集計表、住宅借入金等特別控除額異動書一覧（特別徴収・普通徴収）、徴収取扱い入金算定資料）の作成（データ、帳）ができること。	No.10.1.11	【課税状況調】 408.課税状況調の自動集計ができること。 409.表内、表間整合のエラーがでないように集計調整が自動でできること。 410.増減調整後、1.2.表の所得割集計が、集計調整と同等のレベルで調整できること。 411.最終的に残るOKエラーの原因究明ができること。 （例：5表の税額調整前部でエラーとなるようなとき、そのエラーデータの該当者を抽出できる） 412.帳票形式のエクセルファイルに自動的にデータ転送ができること。 413.付録課税表集計形式のエクセルファイルの計算ができること。 414.集計された帳票の帳票（印刷）を検査することができると。	【課税状況調・課税状況調メタ作成】 (326) 個人課税情報を抽出し、レシート交換した後、課税状況スタック情報を作成できること。 【課税状況調・課税状況調メタチェック】 (327) 課税状況調メタ情報のデータに対し、論理チェックを行い、エラーリストを出力できること。 【課税状況調・集計処理】 (328) 課税状況調メタ情報より指定課税年度のデータを抽出し、所得割ごと（市町村民税、均等割・所得割）及び課税状況（集計）情報を更新できること。 【課税状況調・電子課税表連携ファイル作成】 (329) 電子課税表（総務省提供）への連携ファイルを作成できること。	【統計関係・収入見込】 (311) 6月3日作成し、財政課へ報告、収入見込を作成するための以下の集計情報が参照できること。 1:課税状況調へ課税と所得等の集計（この数字は年1回、5月までに集計できること） 2:各年度別において、均等割・所得割及び市税、市税・徴収区分（給与所得（退職金を含む）、普通・年金特等（累計が参照できること）） 3:徴収区分の合計変更額（普通・給付・変更額の合計が参照できること） 4:徴収区分の集計変更額（均等割・所得割の区分は不要、市税のみ集計可）	【1.2.1 各種統計資料作成】 各種統計資料（課税状況調、住宅借入金等特別控除額集計表、住宅借入金等特別控除額異動書一覧（特別徴収・普通徴収）、徴収取扱い入金算定資料）の作成（データ、帳）ができること。	課税状況調、交付税算定資料の作成は必須の想定です。帳票一式でも確認します。 ※別途実施している「【調査費】都道府県別課税資料の標準化検討」の調査結果も踏まえ、要件を検討します。	1:オプション機能の追加 2:年度予算編成用の資料の作成に必要な情報として、翌年度の課税状況レポート帳票を出力できること。 【運用状況】 2:他部門の依頼に応じて、年度予算編成にかかる統計作業を実施している。2:他部門の依頼に応じて、年度予算編成にかかる統計作業を実施している。2:他部門の依頼に応じて、年度予算編成にかかる統計作業を実施している。2:他部門の依頼に応じて、年度予算編成にかかる統計作業を実施している。			
7.2.2 EUC	EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出もできること。 ・抽出結果は、CSVなどで加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保持することができ、保持した条件でデータ抽出ができること。		【報告報告資料】 415.年間調定の集計や、事業所得の集計など、集計への説明に必要なデータ集計ができること。 416.個人住民税課税（総務課）専用で、集計の確定データでは容易にテキスト形式（CSV、TXT等）でデータの抽出を行うことができること。	6.7.2 EUC (356) ●システムを保持しているデータをエンドユーザーの形式で任意の条件で抽出したCSV、EXCELデータが出力できること。 6.7.3 異動データ出力 ●データ抽出・抽出条件設定 (202) 任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出し、画面表示できること。 (203) 「EUC」抽出された結果を、XML、CSV、XML形式でファイル出力できること。 (204) EUC機能では、一括集計処理の機能選択ができ、抽出条件、出力形式、出力条件を組み合わせて必要に応じた出力機能を実現すること。 (205) ファイル実行した場合は実行を行った「職員名」「端末ID」「出力形式」「出力先」をログとして保存できること。	【統計関係・交付税に関する調査】 (312) 6月、3月と都道府県で、調査時期における分離課税所得の集計（確定申告書第三表の所得金額・課税額の区分・分離課税所得、短期集計、長期集計、特殊課税、未公開課税、上場株式課税、上場株式配当、先物取引）ごとの件数及び市税・徴収に区分した所得割額の合計を集計できること。	【1.2.2 EUC】 EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。 （前項としてすべての項目が抽出できること）	特に統計や内部集計などに対応しきれない情報を扱うことから、EUCにより任意にデータを抽出できる機能は必須の想定です。 また、各システムのテーブル構造に異なる集計にデータ抽出できること、内部集計の代替として使用するために使用頻度が高いものを集計する必要のあること、から、「テーブル結合」「条件保存」も必須要件としています。	当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。 ※以下について確認してください。 ・その他具体的に明記すべき業務必須機能はないか			
8.1.1 課税（調定）情報受渡	税務業務と連携し、課税（調定）情報（更正処理時の異動情報を含む）を受け渡すことができること。 受渡情報は年金特別徴収の翌年度収収額、記号別、株式会社課税所得の控除額、控除不足額及び充当額を含む。	No.3.8 No.4.12	6.2.1.当初課税（各算書）（305、307、308、309、310） ●手動で課税情報を選択できること。 ●手動で課税情報を選択される際には、収納情報が未更新の場合が連携されること。 ●手動で課税情報を選択される際には、個別に該当者が選択して選択した該当者のみ収納情報の連携ができること。 ●収納情報が更新されるまでの間は、未更新であることが課税情報連携先に表示されること。 ●収納部門への情報連携は即時/手動が選択できること。 ●翌年の収収額が課税更正にもない変更されること。 6.3.3.更正（税額変更）（691、693、694、695、696、700、710、763、764） ●手動で課税情報を選択できること。 ●手動で課税情報を選択される際には、収納情報が未更新の場合が連携されること。 ●手動で課税情報を選択される際には、個別に該当者が選択して選択した該当者のみ収納情報の連携ができること。 ●収納情報が更新されるまでの間は、未更新であることが課税情報連携先に表示されること。 ●収納部門への情報連携は即時/手動が選択できること。 ●収納データと連携し納付額が反映されていること。 ●収納データと連携し徴収日が反映されていること。 ●収納納付データの会計日を任意で指定したうえで、収納納付ファイルを作成し出力ができること。	【更正入力・全般】 (160) 異動入力を行った場合は、課税情報更新するとともに、「収納システム」へ即時に連携できること。（過年度異動で減額の場合も含む） 【当初課税処理・選付・充当変更処理出力】 (200) 選付・充当変更処理及び収納納付ファイルを作成できること。収納納付ファイルは収納一括処理で使用可能。 【更正処理・選付・充当一括出力】 (325) 選付・充当変更処理及び収納納付ファイルを作成できること。収納納付ファイルは収納一括処理で使用可能。 【年金特別徴収・収納調定更正処理（更新）】 (326) 課税情報更新用ファイルより調定課税情報を更新できること。	【1.1】課税（調定）情報受渡 税務業務と連携し、課税（調定）情報（更正処理時の異動情報を含む）を受け渡すことができること。 受渡情報は年金特別徴収の翌年度収収額、記号別、株式会社課税所得の控除額、控除不足額及び充当額も含むこと。 【当初課税計算・収納連携】 (154) 収納システムに連携できること 【課税更正管理・更正集計納付連携】 (216) 異動入力の結果が収納システムに連携されること 【特種台帳管理・収納連携】 (255) 異動更正の結果が収納システムに反映されること	収納システムへの連携機能であり、必須の想定です。 【1.1】課税（調定）情報受渡 税務業務と連携し、課税（調定）情報（更正処理時の異動情報を含む）を受け渡すことができること。 受渡情報は年金特別徴収の翌年度収収額、記号別、株式会社課税所得の控除額、控除不足額及び充当額も含むこと。 【当初課税計算・収納連携】 (154) 収納システムに連携できること 【課税更正管理・更正集計納付連携】 (216) 異動入力の結果が収納システムに連携されること 【特種台帳管理・収納連携】 (255) 異動更正の結果が収納システムに反映されること	1:APPLICIOTに留意を要する点 2:課税業務と連携し、課税（調定）情報（更正処理時の異動情報を含む）を受け渡すことができること。 受渡情報は年金特別徴収の翌年度収収額、記号別、株式会社課税所得の控除額、控除不足額及び充当額も含むこと。 また、収納業務への連携は任意のタイミング（即時の課税処理をした課税情報は即時の連携、一括処理の課税処理をした一括での連携）で実施できること。 <第3回訂正ご意見について> 1:前ご意見に対して、修正システムから、修正システムに情報を連携する機能については、原則検討対象外としています（他団体連通や年金特別情報等の外部連携へ情報提供する場合は機能としてはデータ連携ですが、検討対象と特記しています）。 <第3回訂正ご意見について> 「記号別・株式会社課税所得の控除額、控除不足額及び充当額」は、収納側に必要な情報として機能が定義されているため、連携必須の情報とします。				

